

令和3年第3回定例会

むかわ町議会会議録

令和3年 9月14日 開会

令和3年 9月15日 閉会

むかわ町議会

令和3年第3回むかわ町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 (9月14日)

議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
途中退席	3
議事日程第5以降失職	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
事務局職員出席者	5
開会及び開議	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	9
議員辞職の件	9
町長行政報告及び提出事件の大要説明	10
一般質問	15
大 松 紀美子 議員	15
東 千 吉 議員	23
野 田 省 一 議員	29
舞 良 喜 久 議員	37
北 村 修 議員	40
散 会	56

第 2 号 (9月15日)

議事日程	57
本日の会議に付した事件	58
出席議員	58
欠席議員	58
地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名	58
事務局職員出席者	59
開 議	61
議事日程の報告	61
報告第3号の上程、説明、質疑	61
報告第4号の上程、説明、質疑	62
報告第5号の上程、説明、質疑	63
認定第1号から認定第7号の一括上程、説明、質疑、委員会付託	64
諸般の報告	74
議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決	74
議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決	76
議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決	80
議案第57号から議案第59号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	81
意見書案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	99
意見書案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	100
意見書案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	101
意見書案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	102
意見書案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	103
所管事務調査報告の件	105
閉会中の特定事件等調査の件	106
議員の派遣に関する件	107
閉議及び閉会	107
署名議員	109

むかわ町告示第49号

令和3年第3回むかわ町議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年9月3日

むかわ町長 竹中喜之

1 日 時 令和3年9月14日（火）午前10時

2 場 所 むかわ町産業会館 第1研修室（3階）

○応招・不応招議員

応招議員（13名）

1番	東	千	吉	議員	2番	舞	良	喜	久	議員	
3番	山	崎	満	敬	議員	4番	佐	藤	守	議員	
5番	大	松	紀	美子	議員	6番	三	上	純	一	議員
7番	野	田	省	一	議員	8番	三	倉	英	規	議員
9番	星		正	臣	議員	10番	津	川		篤	議員
11番	北	村		修	議員	12番	中	島		勲	議員
13番	小	坂	利	政	議員						

不応招議員（なし）

令和3年第3回むかわ町議会定例会

議事日程（第1号）

令和3年9月14日（火）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 諸般の報告
 - 第 4 議員辞職の件
 - 第 5 町長行政報告及び提出事件の大要説明
 - 第 6 一般質問
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（12名）

1番	東	千吉	議員	2番	舞	良喜	久	議員
3番	山崎	満敬	議員	4番	佐藤	守	議員	
5番	大松	紀美子	議員	6番	三上	純一	議員	
7番	野田	省一	議員	9番	星	正臣	議員	
10番	津川	篤	議員	11番	北村	修	議員	
12番	中島	勲	議員	13番	小坂	利政	議員	

欠席議員（1名）

8番 三倉英規議員

途中退席（1名）

1番 東 千吉 議員

議事日程第5以降失職（1名）

12番 中島 勲議員

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	竹中喜之	副町長	渋谷昌彦
支所長	齊藤春樹	会計管理者	上田光男
総務企画課長	成田忠則	総務企画課 参事	大塚治樹
総務企画課 参事	戸嶋英樹	総務企画課 課主	柴田巨樹
総務企画課 課主	柄丸直士	総務企画課 幹事	菊池功
町民生活課長	八木敏彦	町民生活課 幹事	小坂僚介
健康福祉課長	藤江伸	健康福祉課 参事	今井喜代子
健康福祉課 幹事	熊谷伸一	健康福祉課 課主	菅原光博
農林水産課長	酒巻宏臣	農林水産課 参事	高木龍一郎
農林水産課 幹事	藤野真稔	経済建設課長	吉田直司
経済建設課 参事	江後秀也	経済建設課 幹事	梅津晶
経済建設課 幹事	佐藤琢	経済建設課 幹事	西村和将
企画町民課長	石川英毅	企画町民課 幹事	長谷山一樹
経済 恐竜ワールド 戦略室長	加藤英樹	経済 恐竜ワールド 戦略室主幹	藤田浩樹
経済 恐竜ワールド 戦略室主幹	櫻井和彦	国民健康保険 種別診療所 事務長	西幸宏
教育長	長谷川孝雄	生涯学習課長	佐々木義弘
教育振興室長	田口博	生涯学習課 幹事	松本洋
選挙管理委員会 事務局長	成田忠則	農業委員会 事務局長	東和博

農業委員會
支局長

高木龍一郎

監査委員

数矢伸二

事務局職員出席者

事務局長 今井巧 主査 酒巻早苗

◎開会及び開議の宣告

○議長（小坂利政君） おはようございます。

開会に先立ちまして、平成30年9月6日に発生いたしました胆振東部地震から3年が経過いたしましたが、胆振東部地震で亡くなられました多くの方々の御冥福をお祈り申し上げます。

ここで、議事に入ります前に、犠牲となられた多くの方々の御靈に対し、哀悼の意を表し、黙禱をささげたいと思います。

御起立をお願いいたします。

黙禱。

黙禱を終わります。

ありがとうございました。御着席願います。

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第3回むかわ町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

開会 午前10時00分

◎議事日程の報告

○議長（小坂利政君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小坂利政君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、11番、北村 修議員、2番、舞良喜久議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（小坂利政君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

さきに議会運営委員会委員長から、9月8日開催の第10回議会運営委員会での本定例会の運営に係る協議の経過と結果について報告の申出がありましたので、これを許します。

佐藤議会運営委員長。

○議会運営委員長（佐藤 守君） 議長のお許しをいただきましたので、9月8日に開催しました第10回議会運営委員会の経過と結果について報告いたします。

委員会での協議は、第3回定例会の運営に関する件であります。

まず、副町長及び議長から、町長及び議員等から提出を予定している審議案件の概要説明がありました。

今期定例会に町長から提出される審議案件は16件で、その内訳は、報告3件、認定7件、議案6件であります。

提出審議案件の取扱いについては、協議の結果、会議規則第37条の規定により、一括して議題とする案件は、認定第1号から認定第7号までの7件、議案第57号から議案第59号までの3件で、会期日程表に記載のとおりであります。

なお、認定第1号から認定第7号までの各会計歳入歳出決算に関する決算審査については、議長及び監査委員を除く全議員で構成する令和2年度むかわ町各会計決算審査特別委員会を設置し、閉会中の継続審査とすることで協議が調っております。

次に、議員等から提出を予定している審議案件は8件であり、その内訳は、意見書案5件、報告1件、その他2件であります。

意見書案についてであります。議員提出の意見書案については4件であり、9月3日に開催された所管の常任委員会協議会で協議の結果、受理番号7番から受理番号9番までは、いずれも所管の委員会構成委員で意見書案第8号から意見書案第10号までとして、また、受理番号10番は、所定の賛成者をつけて意見書案第11号として、それぞれ提出されております。

また、陳情文書表の10件については、令和3年第2回定例会締切日以降に受け付けたもので、お手元に配付の陳情文書表に記載のとおりであります。

9月3日に開催された所管の常任委員会協議会で協議の結果、受理番号19番は所管の委員会構成委員で意見書案第12号として提出され、受理番号10番から受理番号18番までは全議員へ印刷配付することとされております。

所管事務調査報告は、経済文教常任委員会、恐竜ワールド構想調査特別委員会及び胆振東部地震復旧復興調査特別委員会から継続調査に伴う報告書が提出されております。

次に、一般質問については、大松紀美子議員ほか4名から9項目の通告があり、その取扱いは通告どおりといたします。

今回の一般質問につきましては、ごみステーションの整備について内容が類似しますことから、質問される方は質問事項が重複しないよう配慮願います。

また、新型コロナウイルス感染症防止対策における会議時間短縮のため、質問時間の短縮に御協力いただきますよう配慮をお願いいたします。

以上の審議案件数とその取扱いから、本定例会の会期については、お手元に配付の会期日程表のとおり、本日から15日までの2日間としたところであります。

質問される方は議題外にわたることなく要領よく簡潔に質問され、答弁される方は簡潔明瞭に答弁をいただき、時間の短縮に御理解を賜るとともに、規律ある会議運営の点からも、私語などは厳に慎まれるようお願い申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症防止対策では、緊急事態宣言中でもあり、引き続き感染防止対策を徹底するため、議場内でのマスク着用、一般傍聴の制限、議席配置の一定間隔の確保、一般質問及び提案等における自席での発言、定期的な議場内の換気など各種対策を講じることとします。

次に、本会議場における服装ですが、クールビズの励行によりネクタイの着用は自由とし、上着については議長の判断によることとさせていただきます。

最後に、議会中継でありますが、情報公開を推進するため、本会議におきましても四季の館道の駅付近ロビーと穂別町民センターロビー及び穂別診療所待合ロビーで放映しますので、お知らせをいたします。

以上申し上げ、令和3年第10回議会運営委員会の報告といたします。

以上です。

○議長（小坂利政君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり、本日から15日までの2日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から15日までの2日間に決定いたしました。

また、議会運営委員長からの報告のとおり、新型コロナウイルス感染症防止対策として、議場内でのマスク着用、一般傍聴の制限、一般質問及び議案提案等における自席での発言など各種対策を講ずることといたします。

また、一般質問に関しては、時間短縮に御配慮願います。

なお、説明員の出入りも、議長権限で必要最低限において自由とさせていただきますので、御理解願います。

◎諸般の報告

○議長（小坂利政君）　日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に印刷配付いたしております諸般の報告及び議会だより第116号のとおりですが、諸般の報告に記載されておりますとおり、8月31日付で中島副議長から副議長の辞職願が提出をされ、閉会中でありましたことから、地方自治法第108条ただし書の規定により、9月3日に議長が許可いたしたところであります。

また、9月12日には、中島勲議員から議員の辞職願が提出されたところであります。

このたびの不祥事に対しまして、議会を代表し、町民、そして関係各位に大変御迷惑をおかけしましたことを深くおわび申し上げます。

今後は、町民の信頼回復に向け、議会議員一丸となってむかわ町発展と住みよいまちづくりに向けて努力いたしてまいりますので、御理解賜りますようお願いを申し上げます。

◎議員辞職の件

○議長（小坂利政君）　日程第4、議員辞職の件を議題といたします。

諸般の報告で申し上げましたが、中島勲議員から議員辞職願が提出をされております。

地方自治法第117条の規定により、中島勲議員の退場を求めます。

[12番　中島　勲議員　退場]

○議長（小坂利政君）　職員に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（今井　巧君）　私のほうから辞職願を読み上げます。

辞職願。

この度、一身上の都合により議員を辞職したいので、許可されますよう願い出ます。

令和3年9月12日。

むかわ町議会議長、小坂利政様。

むかわ町議会議員、中島勲。

以上でございます。

○議長（小坂利政君） お諮りします。

中島勲議員の辞職を許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 異議なしと認め、中島勲議員の辞職を許可することに決定いたしました。

しばらく休憩をいたします。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時18分

○議長（小坂利政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎町長行政報告及び提出事件の大要説明

○議長（小坂利政君） 日程第5、町長行政報告及び提出事件の大要説明を行います。

町長から行政報告及び提出事件の大要説明の申出がありましたので、登壇の上、発言を許します。

竹中町長。

[竹中喜之町長 登壇]

○町長（竹中喜之君） おはようございます。大変皆さんお疲れさまでございます。

令和3年第3回むかわ町議会定例会を開催するに当たりまして、議員の皆様には何かとお忙しい中を御出席いただき、誠にありがとうございます。

冒頭ですが、北海道胆振東部地震から3年が経過しております。これまで被災された方々の生活再建というのを最優先に、インフラの復旧、基幹産業において被災した施設の復旧や活性化に向け重点的に取り組み、公共土木工事の発注率は現在100%に至っているところでございます。これまで、発災直後から、関係機関、団体や全国の多くの方々からの温かい御支援と御協力をいただいたことに心から感謝とお礼を申し上げます。今後も復興計画に基づく事業の具現化というのが必要とされております。

さて、提出事件の大要説明の前に、3つの点について行政報告を申し上げます。

1点目としまして、新型コロナウイルス感染症における8月3日開催の第3回臨時会以降の町の対応状況について御報告を申し上げます。

国は北海道に対し、まん延防止等重点措置を8月2日から31日までの期間とし、適用しましたが、爆発的な感染状況により、8月27日から9月12日までの期間につき、3回目となる緊急事態宣言を発令、さらに9月10日には9月末までの延長を決めております。

本町におきましては、新型コロナウイルス感染症対策本部会議を8月27日に開催、町内における公共施設等の利用の制限を行うなど、感染拡大防止の措置を講じてきたところでございます。

また、町民の皆さんに向けましては、広報号外の発行、防災無線、情報端末等を活用し、注意喚起に努めてきたところであり、今後におきましても、情報提供とともに、緊張感を持った取組を継続してまいります。

次に、町内における新型コロナウイルス感染症の罹患者が発生した件に関し御報告を申し上げます。

北海道が8月9日発表した1週間累計報の8月1日から7日までの報告数値において、2人が感染したケースは、前の週に感染が明らかとなった2つの事業所のうちの関係者が1人、その他、別の個人が1人が罹患しましたが、接触のあった方は、その後の検査の結果、全員陰性とされ、感染拡大には至っていないところでございます。

また、8月30日に発表された1週間累計報では、本町において1人の罹患者報告があり、北海道教育委員会から鵡川高校の教員1人が25日に罹患したと発表されております。高校では、接触のあった関係者44人を特定し、8月27日にPCR検査を実施、翌28日に結果が判明し、対象者全員が陰性となったところであります。

なお、鵡川高校では、教員が発症した翌日の26日から27日を臨時休校とし、感染拡大防止の措置を取ったところであり、その後の感染拡大がなかったことを教育委員会を通じ報告を受けたところでございます。

今後も適時適切な情報提供と感染症拡大防止対策を講じてまいりますので、御理解と御協力をいただきますようお願いを申し上げます。

また、町内でのワクチン接種、集団接種については、現在、町内の関係する機関等の皆さんの御協力をいただき、9月25日に終了を予定しているところでございます。

2点目は、胆振東部消防組合庁舎移転整備に関する事務処理の経過について御報告を申し

上げます。

本件につきましては、胆振東部消防組合議会第2回定例会が8月24日開催され、行政報告がなされているところでございます。本町には、その経過として、9月6日付で胆振東部消防組合管理者から鶴川支署消防庁舎移転整備事業における不適切な事務処理についてのおわりも併せ、報告書の提出を受けたところでございます。

事務処理経過につきましては、令和2年度における外構工事につきまして、令和2年9月7日に契約締結し、工期は令和3年3月22日までとし、9月18日に前払金1,927万円を支出しており、その後の設計変更により、工期を令和3年5月25日まで延長することとなつたため、繰越明許とし、事業完了後の起債の借入手続を行う予定としていたものでございます。

消防組合の担当者は、6月2日に外構工事の工事完了検査が終了したため、緊急防災・減災事業債の借入申請を行ったところ、令和2年度に支払いした前払金の借入れは2年度中に行わなければならず、借入先の地方公共団体金融機関からは借入れはできないと回答された経過となつておるところでございます。その結果、緊急防災・減災事業債として1,180万円及び一般事業債560万円の合わせて1,740万円が借入不能となつたものでございます。

対象の事業は、御案内のとおり、本町の防災拠点機能を併設し、復興推進上極めて重要な施設であり、当時、国への財源要望の際、その適債性を確認いただき、事業化が進展した経過もあり、この度の不適切な事務処理は誠に遺憾でございます。

今回の報告を受け、借入れができないことによる緊急防災・減災事業債における元利償還金に対する交付税措置額は826万円と見込まれることからも、今後、財源捻出のため、何らかの措置を講じなければならない状況に置かれております。引き続き、消防組合と協議を進め、適切な予算対応に努めてまいりたいと考えております。

次に、3点目は、今年の農作物の生育・販売状況について御報告申し上げます。

まず、今年の気象概況は、冬期間の積雪量は平年に比べ少なく、融雪期は平年と比較し6日早まりました。4月から6月までの気温は平年並みで、降水量はやや多く経過しました。7月に入ってから8月中旬までは、1日の最高気温が平年より高く、降水量が少ない日が連続して続きましたが、8月中旬以降は平年並みに推移をしております。

農作物の生育状況につきましては、9月1日現在の胆振農業改良普及センター東胆振支所公表によりますと、水稻は5日早く、大豆、小豆は4日早く、てん菜は2日遅く、サイレージ用トウモロコシは8日早い状況とされております。バレイショの収穫は順調に進んでおり、全般的に生育はやや早めとなっております。

水稻は、農林水産省発表の8月15日現在の作柄概況での北海道「やや良」に相当する公表で、対平年比102から105%が見込まれております。農協調査による稔実歩合は、鵡川地区93.5%、穂別地区97.1%でした。両地区とも平年よりも1株当たりの穂数が多いものの、もみ数が少ない傾向となっております。

秋まき小麦につきましては、収穫終わりが7月30日と平年よりやや早く終了しました。登熟日数は平年と同等の44日、麦が細い傾向ながらも、粗麦重量は平年並みとなっております。

大豆及び小豆は、出芽直後の6月4日、暴風雨の影響が心配されましたが、草丈、葉数は平年並み、さや数は平年より多くなっております。

てん菜は、7月中旬から高温、少雨が続き、根部の肥大が平年を下回っております。今後の気温、降雨が平年並みに経過することにより、生育は回復するものと期待をしております。

バレイショは、早いところでは7月下旬から収穫作業が始まっていますが、高温、乾燥傾向の影響で、やや小玉傾向ではありますが、規格内率、品質は平年並みが見込まれます。

次に、直近の各農協の農産物の取扱いについて、特徴的な事項を報告いたします。

鵡川地区についてでございますが、春レタスにつきましては豊作で、計画対比107.6%と出荷数量が多かったものの、市場がだぶつき、平均単価も23円下回った結果、計画対比94.7%で約2億4,400万円の販売実績となっております。

トマトにつきましては、7月24日から共選が始まりましたが、7月中旬以降の高温、強日射により、生育は前進し、出荷量は例年の1.5倍で、品質はA品率75%と例年より高く推移していますが、一部で実が裂けた4から6段目の花落ちが見られ、今後の出荷量や品質への影響が懸念されます。

花卉につきましては、市場の平均単価をおおむね維持し、前年対比で102.9%と安定している状況です。

次に、穂別地区です。

カボチャは、7月下旬から8月上旬までの高温、少雨が影響し、着果不良による出荷量の減少、日焼け果により、品質の低下が多い傾向であります。7月25日より出荷が始まり、単価につきましては、出荷当初は低かったものの、8月中旬よりやや持ち直しましたが、平年より低く推移していることから、計画販売額を達成できない見込みとなっております。

カンロにつきましては、単価は平年並みでありますが、出荷数量が平年より多く見込まれていることから、計画販売額を達成できることを期待しているところであります。

メロンにつきましては、生育全般的に順調に進み、品質は糖度が高い秀品率が多くなりま

した。出荷は、6月7日から共選が始まり、8月20日に終了したところでございます。単価は出荷初めから終わりまで高値で推移し、出荷数量が多かったこともあり、計画販売額を大きく上回る見込みとなっております。

以上のことから、農作物の生育状況につきましては、一部の作物で天候による影響を受けたものの、おおむね平年並みであることを御報告いたします。

なお、農作物等に關係して、今年は北海道全体においてヒグマの出没が多発しており、本町においても4月以降、9月8日時点では出没件数が31件となり、前年同月対比で16件多い状況であります。特に7月頃から出没が多くなってきたことから、事故の未然防止のための注意喚起を広報等を通じ周知してきたところでもございます。被害状況は現在取りまとめ中でございます。また、8月末からは宮戸地区から汐見地区にかけてのヒグマの痕跡が見られ、獵友会による巡回の実施及び捕獲の指示をしてきているところでもございます。9月6日以後、新たな情報はありませんが、引き続き、関係機関、団体と連携を図りながら、ヒグマによる事故の未然防止に努めてまいります。

以上申し上げ、第3回定例会に当たりましての行政報告といたします。

続いて、本定例会で御審議いただく事件につきましては、報告3件、認定7件、議案6件であります。

報告第3号 放棄した債権の報告に関する件につきましては、令和2年度に放棄した債権の内容につきまして、むかわ町債権管理に関する条例の規定により報告するものでございます。

報告第4号 令和2年度むかわ町健全化判断比率等に関する件につきましては、令和2年度各会計決算に基づく健全化判断比率等につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、監査委員の意見を付して報告するものです。

報告第5号 専決処分報告に関する件につきましては、公用車で走行中に発生した事故につきまして、地方自治法の規定により、損害賠償の額を決定し、令和3年8月23日に専決処分しましたので、これを議会に報告するものでございます。

認定第1号から認定第7号につきましては、令和2年度むかわ町各会計決算につきまして、地方自治法及び地方公営企業法の規定により関係書類を提出し、議会の認定に付するものでございます。

議案第55号 工事請負契約の変更に関する件につきましては、その他林道春日旭岡線（第3号箇所）災害復旧工事の契約金額の変更につきまして、議会の議決を得ようとするもので

ございます。

議案第56号 むかわ町地域館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、宮戸集会所の廃止に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第57号から議案第59号、令和3年度むかわ町一般会計補正予算（第3号）、令和3年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、令和3年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、事業の必要性から所要の補正を行うものでございます。

議案第60号 むかわ町過疎地域持続的発展計画の策定に関する件につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定により、むかわ町過疎地域持続的発展計画の策定につきまして、議会の議決を得ようとするものでございます。

以上につきまして、後ほど説明員から御説明を申し上げますので、よろしく御審議、御決定をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（小坂利政君） 町長の行政報告及び提出事件の大要説明が終わりました。

これで町長行政報告及び提出事件の大要説明を終わります。

◎一般質問

○議長（小坂利政君） 日程第6、一般質問を行います。

順に発言を許します。

◇ 大 松 紀美子 議員

○議長（小坂利政君） まず、5番、大松紀美子議員。

○5番（大松紀美子君） 一般質問を行います。

始めに、1つ目に、高齢者への医療費支援について伺います。

新型コロナ禍の中で、高齢者の命と健康をどのように守っていくのかが問われています。しかし、政府は、高齢者の医療費窓口負担を2倍に引き上げるなど、冷酷な自助政策そのものを高齢者に押しつけています。75歳以上の高齢者の医療費窓口負担を年収200万円以上の世帯を対象に現行の1割負担から2割負担に引き上げる医療制度改革法が成立し、来年度後半から実施されることとなりました。介護保険の補足給付の条件引上げで、この8月から施設入所者の負担が増えるなど、高齢者への負担増が続いていきます。

むかわ町では、子育て支援として、0歳から18歳までの医療費還元制度を実施し、大変喜ばれています。高齢者へも何らかの医療費支援を行う考えはないか伺います。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 高齢者の医療費支援に関する御質問にお答えをしていきたいと思います。

一定の所得のある75歳以上の後期高齢者の医療費の窓口負担というのを1割から2割へ引き上げる医療制度改革関連法というのが成立し、令和4年度の後半から実施される予定とお聞きをしています。

現在、後期高齢者の窓口負担は原則1割で、現役並み所得を有する者は3割を負担しているところでございます。新たに2割の負担になるのは、課税所得が28万円以上で、かつ年収プラスその他の合計所得金額の総計が、単身世帯では200万円以上、夫婦ともに75歳以上の世帯では320万円以上が対象となる予定で、厚労省では全体の2割に当たる約370万人が該当すると推計されております。

御質問のありました高齢者の医療費支援については、現段階で本町で独自に行うことは考えておりませんので、御理解を願いたいと思います。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） これは、本当、国が、2倍になるわけですから、1割だった方が2割になるということは大変な負担になるわけで、なかなか1つの町でこの部分を補填、支援していくということは非常に難しいということは重々承知の上で質問をさせていただいているんですけども、とある町では、地元の医療機関、ここで言えば、鶴川厚生病院と穂別診療所にかかる場合には幾らかの補助をするとか、そういうことを実施して、ほかの町ではあります、そういうことも。地元の医療機関をやっぱり存続させていくということを考えていけば、そういう条件を出しながら、高齢者への2倍になっていく方々への支援をしていくというのも一つの方法ではないかというふうにも思います。その点について、私は非常にいい考えだなど自画自賛するんですが、町長はどのように思うか伺います。

それから、単身で200万円以上、それから複数世帯で320万円以上という方が対象になるんですけども、以前にもちょっと何かの質疑でお聞きしているんですけども、実際にむかわ町でこの引上げによって負担増になる方はどれぐらいいて、金額はどれぐらいになるのか伺います。

○議長（小坂利政君） 八木町民生活課長。

○町民生活課長（八木敏彦君） それでは、私のほうから、むかわ町で2割負担の影響のある方々の人数というところを報告、答弁させていただきます。

まず、先ほど町長の答弁の中にもありましたけれども、厚労省のほうでは、全国では2割に当たる370万人が対象になるというふうに推計がされているところです。それで、都道府県別では、神奈川県が最も高いと言われていて28.4%、それから首都圏の1都3県全体で見ると4分の1に当たる方々が2割負担になるというふうに言われております。

北海道全体では19.2%と推計されておりまして、札幌市は23.3%というふうになってございまして、都市部へ行くほど割合が高くなっているというような傾向が出てございます。その中で、むかわ町につきましては8.6%ということで、今145名というふうに推計がされていいるところでございます。

[「金額は」と言う人あり]

○町民生活課長（八木敏彦君） 金額については、影響額についてはちょっと分からぬ。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 今回の、先ほどの答弁と少し重なるかと思いますけれども、予定されている窓口負担の割合の引上げ、これについては、後期高齢者の所得状況というんでどうか、こういったところを踏まえながら、現役世代の負担というのを抑制を図るものだと、そして選択されたものとしてこれは受け止めているところなんですけれども、効果というのがどの程度までいくのかなというところは、少しこれからも限定的なのかと私自身も捉えているところでもございます。

なお、この関係も含めて、国保と、さらには高齢者医療というんでどうか、こういった在り方については、高齢者の方々が必要な医療というのは、言わずもがなですけれども、受ける機会、こういったところが確保されて、制度の見直しというのが、市町村に対して、国が制度を改正する場合等々において、市町村に対して、もっと理解を得られるような丁寧な説明というんでどうか、それと準備期間、こういったところへの配慮だとか、あるいは財政措置、この辺についてが必要とされるんであるというところで、全国町村会を通じながらも、これは一単独の自治体だけではないですよというところで、引き続きの要望を進めてきているところでもございます。

先ほど議員が、地元の医療機関、こういったところとの連絡、連携を図っての、そして維持存続も含めた対策対応の一つとして、その引き出しはどうなのかというのは、今後の検討課題にさせていただければなと思っております。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 私も医療機関にびっしりとかかっていて、70歳になって3割負担が

2割になって本当によかったなと思いました。

しかし、75歳以上の方は、言ってみれば、一定の収入と言ったとしても、200万と320万、そんな多いものではありませんよね。その方々が、今まで1割だった医療費が2割になるんですよ。倍になっちゃうんですよ。そうすると、どんなことが起きるか、考えるかというと、まず受診減らしますよね。ちょっとのことでも我慢する。それから、薬も、勝手に、これちょっと長もちさせようみたいなことになったりとかする。そうすると、どういうことになるかというと、重症化するんですよ。重症化すると、1人当たりの医療費が高くなっていくことがありますよね。

これは本当に町長おっしゃるように、一市町村で考えてできることじゃないですね。こんなコロナ禍で、こんなこと延期することだってできたわけですよね、国として。それを平気で引上げを決めてしまうと。本当に冷たいとしか言いようのない施策ですよね。町長は市町村会通してやっぱり言っていくと言っていましたけれども、本当に……

[「現実にもう言ってきてます」と言う人あり]

○5番（大松紀美子君）　いや、もっとやっぱり続けて抗議していかなきやならないし、こんな政策駄目ですよ、こんなことやっている政府は本当に。だから、そういう抗議のことも含め要望していくのはもちろん、やっぱり介護保険の関係で、いろんな高齢者にアンケート取りましたよね。そこに様々なことが出ていましたけれども、やっぱりこの町で住み続けていきたいという、そういう、じゃ、どのような施策をすれば、高齢者が安心してこの町で住んでいけるかということを考えたら、当然ですよね、この医療費の問題も。

ですから、先ほど私が提案した、地元の医療機関にかかるときには、やっぱり何らかの手当をするよというふうなこと、そういう政策も、やっぱり新年度に向けて本当に具体的に検討していってほしいと思うんですけれども、改めて。

○議長（小坂利政君）　竹中町長。

○町長（竹中喜之君）　簡潔にいきたいと思います。

○議長（小坂利政君）　簡潔にお願いします。

○町長（竹中喜之君）　議員御存じのとおり、参議院の厚生労働委員会ですか、この中で、この法律についての附帯決議というのがされているかと思います。この中で、窓口負担の見直しというのが後期高齢者の受診に与える影響を把握すること、よろしいですか、持続可能な医療保険制度に向けても、税制も含めた総合的な議論に着手するとともに、議員御質問にありました負担増に伴う受診控えを防ぐ取組を政府に求めていくという附帯決議もされており

ます。今後もこれに関わっての給付と負担の議論というのは避けては通れないのかなと私自身考えているところでもございます。

それと、高齢者医療費窓口負担の関連法の成立を受け、今の予定では来年の10月、政令で定められる予定かと思いますが、参院での先ほど言った附帯決議、こういったところの内容も併せ、今後の動向、自治体としてもしっかりと注視していく必要があるかと思います。

なお、それも踏まえた中で、自分自身の任期というのがございます。これを今の段階で、町独自の来年度に向けての医療費支援についての答弁というのは差し控えたいと思います。

よろしくお願ひします。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 次に移ります。

2つ目に、ごみステーションの改修についてということで出させていただきました。

ごみ問題というのは、人が暮らしていく中で避けて通れない問題と言えます。町が二十数年前に設置したごみステーションは老朽化が激しくなっているものもあり、早急な整備が必要となっていると思っております。老朽化しているごみステーションを計画的に整備する考えはないか伺います。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 老朽化しております既存のごみステーションに設置するごみ収集ボックスの整備の考え方についてお答えをいたします。

鶴川地区市街地のごみステーションは昭和63年から平成4年、穂別地区は平成7年から平成17年までに設置したものがほとんどであります、分別収集の始まりに合わせまして、今までごみ収集ボックスのなかった自治会町内会からの要望を受け、平成22年度に新たにごみ収集ボックス48基を設置したところであります。

今現在、町が設置した既存のごみ収集ボックスの多くは、各自治会町内会へ無償貸与し、これらに係る一切の維持管理をお願いしているところでございますけれども、経過とともに収集ボックスの破損や腐食などで修理費用が増加している、そういった状況にありますことから、平成22年度からごみ収集ボックス修繕に係る助成金制度を開始し、広報紙や自治会町内会長会議などを活用し、助成金の制度周知を行ってきたところであります。

ごみ収集ボックスの修理等の相談は隨時受付をしているところでありますが、現時点では自治会町内会から更新等の要望はまだ来ていないところであります。今後、ごみ収集ボックスの状況というものを確認しながら実態把握に努めたいというふうに考えておりますので、御

理解をお願いいたします。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） そもそも町として設置をしたと。ただし、貸与したと
いうことは、そもそも維持修繕は全て貸与された側が行うということになっているん
ですか。

○議長（小坂利政君） 八木町民生活課長。

○町民生活課長（八木敏彦君） ごみ収集ボックスにつきましては、無償貸与をしておりまし
て、これらに係る一切の管理を自治会町内会等にお願いをしているということです。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 分かりました。

これは各町内会自治会の会長さんは御存じのことなんでしょうか。

それと、先ほど、修繕の助成金、我が町内会も頂いて直したことありますけれども、御存
じですか。ここに鶴川地区と穂別地区のごみステーションの写真があります。これを、見て
御存じですよね。修繕してよくなるようなステーションの状態だと思いますか。例えば、こ
の上のほうに字書いてあるところあるんですけども、何書いてあるか分かりません。ここ
ね。分かりません。それから、網を張っているところも、網をもう二重にも三重にもしなけ
れば、カラスがつつくような状況。そんなになって、例えば、数えなきやならない。すご
いあるんです。鶴川地区でいえば、設置していない町内会もありますけれども、鶴川地区は
500か所以上あるんです。

大きな町内会だと、その町内会に設置しているのが何基と分かるんですけども、それは
細かく数えなかつたんですけども、それを町内会が、お金もない町内会が、補助をもらつ
て助成してもらって直せるような状況ではないというふうに私はこの写真ずっと見させても
らって思ったんです。分かりますでしょう。近所にあるぼろくそになった、確かに立派なの
もあるんです。立派に独自で作った、こういう本当に立派なの作って、見えないかもしけな
いけれども、蓋でちゃんと囲ったきれいなものもありますし、こういう鉄骨の頑丈なものもある
んです。

あれですか、町内にあるごみボックス全部調べたことがありますか。これ写真で、全部写真
撮ってある資料なんですかけども、とてもとてもひどいんです。これを町内会で全部、松風
町内会みたいに補助金もらってやるようになったところもあります。だけれども、財政支援、
事業のを使うんだって、毎年毎年当たるわけではありませんよね。こういう状況を、修繕を助

成しているからって放っておいていいとお考えですか。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 放っておくということではないんですけども、まず、今、大松議員が言わされたような、そういった実態、そういったところも自治会町内会を通じながら調査をしていきたいというふうに思っていますし、そういった中で、修理がもう不能なもの、また修理可能なもの、そういったものの把握というのも必要かなというふうに思っております。まずは、現行にあるそういった修繕制度、そういったものを活用していただきながら、今現行の予算措置というのはかなり少なくなっていますから、そういった要望等を聞きながら、対応できるような必要な予算措置というのも今後考えなければならないというふうに考えているところでございまして、まず一律に計画的に全てやっていくということは現在考えていないというところでございます。

○議長（小坂利政君） コロナ感染対策上、議場内換気のためしばらく休憩をいたします。

再開は11時15分といたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

○議長（小坂利政君） 質問については簡潔にお願いを申し上げます。

休憩前に引き続き会議を開きます。

5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 忘れてしましますので、切るときには分かりやすいところで切っていただきたいです。

それで、町内会自治会長会議というのは1年に1回しかないんですよね、これまでの聞いていると、見ていると。そこでその都度、例えばこういう補助制度があるので、設置されているごみステーションの整備、ぜひ補助制度を使ってやってくださいみたいに言っているとは思えないんですよね。その自治会町内会自体が、補助制度があるということは自らやれということなのかなと思っているかもしれないけれども、どこまで皆さん分かっているかも分からないので、その辺はやっぱりきちんとしてほしいというのがありますし、それから昭和63年に初めて、平成4年まで、鶴川地区で設置した。だから、初めて作ったのも33年たって

いるんです。この今の鵠川地区が一番古いですから、こういうのを見て、むかわ町としてこういうものがこのまま放置されているということについてはどう思いますか、副町長。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 確かに状況も、見てくれといいますか、ひどいものもあるかと思いますけれども、そういったものは衛生上の観点からも改修していただきたいというふうに思っておりますけれども、ごみボックスにつきましては、基本的に、市街地以外といいますか、郊外においては個人で設置しているのが基本というか、設置しておりますし、町内でも当然、ボックスのないところはそこそこの工夫の中で実施もしてきているというところでございますので、そういった自治会町内会の何とか創意工夫というか、そういったところを町が支援していきたいというふうに思っていますので、御理解をいただければというふうに思っています。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 現在の補助制度のちょっと内容を教えてください。

○議長（小坂利政君） 八木町民生活課長。

○町民生活課長（八木敏彦君） 助成金の内容でございますが、1基当たり5,000円を超える額の半分以内ということになっていまして、1,000円未満は切り捨てるということになってございます。修繕費が2万円の場合、2万円から5,000円を引いて、その半分の7,500円になります、500円が切り捨てられて7,000円が助成されるというような中身でございます。自治会ごとの合計金額が1年間で5万円以内というふうになってございます。

○議長（小坂利政君） 大松議員。

○5番（大松紀美子君） 自治会町内会できちんと直していただけるようお願いしたいというお話で、今、補助金のこと出ましたけれども、例えば1基だと7,500円で7,000円。7,000円で、例えば町内会に同じような年度にできたものが10基もあったら、出しても出しても、10基あって7万だけれども、最高5万しか出ないというんですよね。そうすると、町内会がその分お金を負担しなきゃならないですよね。

町内会というのは、うちの町内会もそうですけれども、単年度の町内会費を集めて、今コロナ禍で何もできませんから、その分、集めたものは残っていくことになっていますけれども、単年度で町内会の活動できないんですよ。普通の今までやっていたような行事を単年度の会費で賄おうと思ったらできないから、今まで少しづつ貯めてきたお金を使って、町内会の皆さん、高齢者が多いから、1年に何回か集まって、一緒に御飯食べたりしてやりましょ

うという行事をやっているんです。

それなのに、最高5万で、5万しかもらえない。10基直したって手出ししなきゃならないと言ったら、できるわけないですよ、こんなの。だって、やってくださいというのなら、こんなに古くなっていて見栄えが悪いから大変だからやってくださいというなら、もっと補助金を出すとかして、ぜひやってくださいというんなら分かりますよ。お金も大して出さないのに、無償で貸与したんだから直しなさいと、こんな何十年もたっていて、ぼろくそになっているのを、このまま町としてそんなことしていいのということを私は言っているんですよ。

だったら、補助金をあげるから、ぜひ町内会でやってくださいというふうに訴えていきますとかという答弁はないんですかね。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 先ほどもちよつとお話ししましたけれども、まず、そういった実態、そういうものをまず調べていく。また、町内会の御意見というのもお聞きしたいというふうに思っています。

それで、今の制度そのもの、制度がずっといいのかというのは、そうは思っていないところあります。そういったところで、必要な予算措置とも先ほど申し上げましたけれども、全て賄えるというふうには当然ならないと思いますけれども、そういった現状を見て、今の補助制度のこの在り方、そういったものも考えながら向けていきたいというふうに思っていますので、御理解をいただければというふうに思います。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 大いに期待しております。

終わります。

◇ 東 千吉 議員

○議長（小坂利政君） 次に、1番、東 千吉議員。

○1番（東 千吉君） 1番、東 千吉です。

通告に基づいて質問させていただきますので、よろしくお願ひをいたします。

まず始めに、ごみステーションボックスの新設、変更等の整備についてでございます。先の大松議員と質問が類似しておりますので、重複を避けて質問させていただきますので、よろしくお願ひをいたします。

リサイクルの推進により、適切なごみの分別収集が必要とされますが、人口減少などにより、ごみステーションボックスの利用者数などにばらつきが見られます。また、カラス、キツネ、アライグマ等によるごみの散乱が見られ、ごみステーションボックスの設置による対策なども必要と思われます。

家庭ごみの処理について、平取町にある衛生施設組合の直接搬入が制限されて久しい中、適正処理の観点から、ごみの分別方法に従い、適切に分別収集ごみとして出される家庭が多くなり、田舎になるほどその量が増えてございます。ボックスは、かつては数戸で利用していたものが、高齢化だったり地震の影響で、利用度が極端に減った場所、あるいは集中してきている場所があったり、今一度、見直しが必要と思われ、また、最近は、カラスをはじめ、キツネ、アライグマなどが自然増しているため、ごみの散乱も見受けられます。

町内におけるごみステーションボックスの新設、移設などの整備が必要と考えますので、行政の見解を伺います。

○議長（小坂利政君）　長谷山企画町民課主幹。

○企画町民課主幹（長谷山一樹君）　それでは、私のほうからお答えしたいと思います。

町が設置しますごみ収集ボックスの利用については、自治会町内会から要望があった場合に設置場所等を確認し、平取町外2町衛生施設組合が承認した場合のみ設置することができることとなっております。

また、ごみ収集ボックスが設置されていない地域におきましては、各住民から出されたごみを流し取り等で収集しているところです。

御指摘のごみの散乱等については、流し取り地域における利用者側に起因するものが多く、飛散防止等の対応をお願いしているところですが、直接業務を担当しております平取町外2町衛生組合においても課題と捉えているところであります。今後、要綱等を定め、ごみ出しルールの徹底を図る予定で、構成町の本町においても連携しながら指導、啓発を続けてまいります。

自治会町内会が管理しておりますごみ収集ボックスの移設につきましては、自治会町内会から要望があれば、平取町外2町衛生施設組合と協議し、隨時対応しておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（小坂利政君）　1番、東議員。

○1番（東 千吉君）　今答弁のあったとおりでございます。ボックスのないところは、個人で出される人が何とか野生動物の被害を食い止めるべき対策を取っているところでございま

すけれども、なかなか、例えば網一つ張っても、最近のキツネだとかカラスは非常に上手に抵抗しているということは皆さんも御存じだと思います。

それで、ここに平成30年12月現在のごみステーションボックスの書類がございます。先ほど副町長が、平成22年に41基のボックス設置が最終というふうにお答えをいただいたと思います。平成30年ですから結構古いんですが、地震の前の資料でございますけれども、その資料を見ますと、例えば栄和連合自治会、栄、仁和上、仁和下、この3自治会があるんですけども、この連合会でごみボックスの設置は17点、仁和上に12点、仁和下に1点、そして栄に4点でございます。

先ほども話をいたしましたように、高齢化であって、人の流動、利用が非常にばらつきがある中でございます。そんな中で、下仁和、僕、自分のところなのであれなんですかけれども、1基しか設置がされていないという状況でございますから、ここはやっぱりこの町民の平等を図るために、きっちりとした設置をしていかなければならぬのではないか。

当然、自治会のほうからの要望も出てくると思いますけれども、その際、先ほど答弁いただいたように、設置の経費とか、あるいは修繕はどうかはちょっと今のところ質問避けますけれども、そういう部分について平均的なところをきっちり調査して、そして然るべき場所に然るべきごみステーションボックスを設置する、このことが必要というふうに思いますので、再度答弁いただきたいと思います。

○議長（小坂利政君）　長谷山企画町民課主幹。

○企画町民課主幹（長谷山一樹君）　現在の状況を言いますと、現在のところは自治会からは新規の要望というのは上がっていない状況であります、特に町としてもその部分では対応していない部分であります。

移動につきましては、先ほども申し上げましたとおり、随時対応しているところであります、要望があったときに、その設置場所が適正な場所かどうかという部分を確認しまして、衛生施設組合と協議し、決定することとなっております。

以上です。

○議長（小坂利政君）　1番、東議員。

○1番（東 千吉君）　そういうことであれば、地元のほうから、現場のほうから設置の要望、量の少ないところ、設置場所の少ないところからの要望がありましたら、設置する考えはおありというふうに捉えてよろしいものでございましょうか。

○議長（小坂利政君）　長谷山企画町民課主幹。

○企画町民課主幹（長谷山一樹君） すみません。今のところは、設置という考え方ではなくて、町内に余ってきているステーションもございますので、そちらのほうを移動させるとか、あと自治会内で移動を行うということで考えております。

○議長（小坂利政君） 1番、東議員。

○1番（東 千吉君） 先ほど言った設置箇所については、明らかに少ない場所だったりとかということがあると思います。これは調査をしなければ分からぬことも当然あると思いますけれども、考えてみただけで足りないんじゃないのかというところがございますので、ぜひこれ調査をして、必要であるべき場所に必要な個数をきちんと設置する、この答弁を本当にいただきたいと思っておりますので、もう一度、町長でも副町長でも、答弁いただきたいと思います。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 先ほどの担当のほうから説明もあったかと思うんですけども、東議員もお詳しいかと思いますけれども、我が町も構成町であります清掃に関する一部事務組合の平取町外2町衛生施設組合の関係、第1答弁で出されていましたかと思いますが、現在、担当者レベルでございますけれども、関係するこのごみ処理の関係の条例に基づいて、重ねてでございますが、ごみの排出方法、それと今言われているごみステーション等の設置及び清潔な保持について必要な事項をこれから定めていきますよと。そして、より円滑な町全体のごみ収集の作業及び良好な居住環境の確保、こういったところを目的にしながら、今現在、具体的な要綱制定に向けて取組が進められていると伺っております。そういう中でも、現場実態というのも町としてもしっかりと把握しながら、具体的な基準に照らして町内の衛生環境の向上に努めていく必要があると思います。

○議長（小坂利政君） 1番、東議員。

○1番（東 千吉君） ぜひ、町行政として、平取町外2町衛生施設組合と十分協議の上、適切な対応を町民、住民のためにお願いしたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

次に、野生動物の自然増による生活環境の安全確保についてでございます。

林業あるいは農業における有害鳥獣駆除が計画的に行われています。特に鹿対策では、毎年補正を組みながら精力的に対策が講じられております。

近年、自然増が上回っているように見受けられます熊についても、最近は民家のごく近いところでその形跡が見られるし、カラス、キツネ、アライグマ等も、地域住民の生活環境の

汚染が心配されるほどになってございます。犬の散歩については飼い主のマナーが向上してきているが、散策すると、カラスのふんは公園の遊具に付着しているし、道端にはキツネのふんが散乱し、アライグマが穴を掘ったりしていて、歩いてつまずく危険も増してきています。パークゴルフ場では、キツネがゴルフボールをくわえて走り回るほどと利用者は言っています。このまま放置しておけないと判断し、質問をさせていただいておりますので、よろしくお願ひをいたします。

○議長（小坂利政君） 石川企画町民課長。

○企画町民課長（石川英毅君） それでは、私のほうから事前に通告のありました要旨に基づき答弁をさせていただきたいと思います。

まずは、野生動物による生活環境への影響ということで、これは主にごみの散乱等に関するものと我々認識してございます。

これらの対策については、先ほどの1点目の答弁と重複いたしますけれども、町民皆様の御協力により、ごみの取扱いを含めた生活環境に対する意識やマナーにつきましては向上してきていると認識してございますけれども、ただ、残念ながらまだ十分とは言えず、ごみの出し方等、特に流し取り地域における利用者側に起因するものも散見され、町民の皆様には、野生動物を寄せつけないために、ごみの取扱い、さらには野生動物への餌やりを厳に慎むよう広報等を通じてお願いをしているところでございます。

今後におきましても、引き続き広報等を通じて啓発に努めてまいりますので、御理解願います。

○議長（小坂利政君） 1番、東議員。

○1番（東 千吉君） この問題については、非常に大きな問題と捉えております。自然増はなかなかうまく調整できない結果というふうに思っております。しかしながら、この生活環境、子どもたちの遊ぶ場所とか、あるいは散策を楽しむ町民、この人たちに安全を確保してあげるということは、これはどこかで誰かがきちんと管理をしながら見ていて、しっかりと対応する必要があるのではないかというふうに私は思っております。その第一には、やっぱり行政がそこそこの形をしっかりと取りながら自然増に対応して、増えたらこういうふうになっているという現状を見ながら、しっかりと住民の期待に沿えるような、そういう生活環境を守っていく、このことをしていくべきやならないと思うんですが、改めて答弁をいただきたいと思います。

○議長（小坂利政君） 石川企画町民課長。

○企画町民課長（石川英毅君）　ただいまの御質問について私のほうでお答えしたいと思います。

先ほど議員のほうからもございました、例えば遊具の関係ですとか、そういった部分につきましては、当然、公園を管理しているところで点検をしながら、そういった事象があれば清掃等の対応もさせていただいております。

また、先ほど、動物が増えてきているという部分の中では、やはりむかわ町は非常に自然が豊かな町でございます。そういった中で、動物を増やさないようなことということは、なかなか、これは自然のことですから、これは非常に難しいと。そういった中では、行政だけではなくて、やはりそういった動物が民地のほうに入ってくるですとか、そういったようなことが起こるのであれば、これは町民の方々にも御協力いただきながら、先ほども申し上げましたけれども、やはり動物の餌になるようなごみを周辺に置かない。また、そういったことがあれば、こちらのほうも、先月の8月の広報にも、動物に対する餌やりはやめましょうという広報のチラシ、折り込みを入れさせていただいておりますけれども、そういったことを、これは町全体で協力していただくと、そういったことが必要ではないかなというふうに私は思ってございます。管理するにも、これは行政だけでは限界がございます。そういった中では、やはり町民の皆様方にも御協力をいただきながら実施をしていくということで御理解いただきたいなというふうに思います。

○議長（小坂利政君）　1番、東議員。

○1番（東 千吉君）　今、石川課長答弁されたとおりだと私も思っています。

そういう中で、例えば、町の施設だったら指定管理者の方がしっかりと見回って管理を徹底してもらう、あるいは自治会で管理しているところだったら自治会のメンバーが回りながらしっかりと安全対策を講じるように、その自治会でできなければ行政にお願いをしながらということも含めてやっぱりやっていただく。そしてまた、利用者、町民については、それぞれがきちんとそういう管理を意識しながらやっていかなきゃならないということは自分でも分かっています。そんな中で、やっぱりそういうことの注意喚起を含めながら、行政が是非リーダーシップを執っていただきたい。

自然増が非常に多くなって、例えば、一般の家庭の家庭菜園でネットをしっかりと張りながらトウキビ作っていても、明日食べられるかなと思ったら、先にアライグマが収穫しているというところいっぱいあるんです。そういうところも含めて、やっぱりこの対応策を何とか、みんなで一丸となる、一丸となるというときのリーダーシップは誰が執るのかというと

ころも含めて、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

◇ 野田省一議員

○議長（小坂利政君） 次に、7番、野田省一議員。

○7番（野田省一君） それでは、事前に通告させていただきました一般質問について質問をさせていただきます。

公共施設等総合管理計画における樹海温泉はくあ、あるいはほべつの湯についてお伺いをいたします。

温泉施設ほべつの湯は1986年建設で35年、改修より約14年経過、はくあは建設より約23年経過し、どちらの施設も配管、ボイラー設備等が経年による修理が限界に近づいてきています。

はくあは、観光振興に寄与し、ほべつの湯は、公衆浴場、町民の交流の場でもあり、福祉向上に寄与している施設であります。

施設は限界に来ているとも聞いておりますが、施設の現状を町としてはどのように評価し、今後の施設の展望についてはどのような計画をしていくのかお伺いをいたします。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 議員御承知のとおり、公共施設等総合管理計画、これは平成29年3月に策定をしたところでございます。この度の、そして、震災などで改廃した施設を反映させ、利用状況だとか経費の負担、そして地域のバランスといった、こういったところも頭に描きながら、個別の施設計画というのを策定し、総量、全体的な最適化を進めていくためこれから作業が進められようとしているところでもございます。公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画の策定作業、これをまず押さえていただきたい。

それと、御質問の、現在、公衆浴場としての機能、そして地域の交流拠点に活用されている樹海温泉ほべつ、穂別キャンプ場や国道の利用者に活用されてきている樹海温泉はくあ、それぞれ、議員御指摘のとおり、経年劣化というんでしょうか、施設の配管等の修繕というのを随時これまで行ってきている状況でもございます。

今回この2つの施設を例に出されておりますが、この2つの施設を含めた公共施設の今後の展望、これにつきましては、頭で申し上げました公共施設等総合管理計画に基づく施設ごとの取組方針などをこれから示すこととなります。個別施設計画の中で、対応、取組という

のを検討していきたいと思いますので、今の段階、御理解を願いたいと思います。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

○7番（野田省一君） 総合管理計画はこれから作成するんだという話なので、あえて今回この2点についてだけちょっとピックアップして質問させていただいているんですけども、今後、これからにしてくださいと。一般質問させていただいているんですから、個別に聞きますけれども、例えば、はくあ、それから、今、ほべつの湯という言葉を使っていましたけれども、正式名称はちょっと違うはずですけれども、公衆浴場については、それぞれ今どういう状況だというふうに把握しているのか、ボイラーとか配管というところではどういう状況というふうに把握しているのかお聞かせください。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 現施設の名称については、先ほど私お答えしたとおりではないかと思います。樹海温泉ほべつ、それと樹海温泉はくあ。

それと、改めてですけれども、この2つの置かれている認識については、また、果たしていく役割、果たしてきている役割については、ここに頭を出されております議員の認識と同様に私も捉えているところでございます。

今後に向けてということですか。いいのかな。それと、今後に向けてですけれども、先ほどの答弁を繰り返すつもりはございませんが、個別施設計画というのを策定し、今後に当たりたいと考えております。

なお、これは、公共施設等の老朽化問題に対しての財政負担の軽減だとか、位置づけですけれども、平準化というのを目指していくための公共施設のマネジメントというんでどうか、保有する公共施設等を有効に活用しつつ、施設保有量の見直しだとか、計画的な保全によっての施設の長寿命化を図る取組としての位置づけというのがございます。

2つの町が生き残りをかけて合併して15年、人口で2,800、そして調べてみると、公共施設の数約20棟が、震災の関係もありますけれども、再編等の見直し、整理が行われているところでもございます。

改めてでございますけれども、今後も続く人口減少だとか、あるいは高齢化だとか、財政問題、そして復興の振興、さらには地方創生等々の町が抱える社会的な情勢というのもしっかりと勘案しながら、財政状況、これに対応した町内での公共施設全般の基本方針、これを定めていきたいと考えております。

○議長（小坂利政君） 加藤経済恐竜戦略室長。

○経済恐竜ワールド戦略室長（加藤英樹君） 私のほうから個別の施設の今の状況については御回答をさせていただきたいと思います。

先ほど議員が質問にあったとおり、それぞれ施設を改修してからの年数が経過をしております。経年劣化というところについては、我々まだ個別の診断というのをしたわけではないんですが、指定管理者の聞くところによりますと、ボイラーもそろそろ限界に近いのではないかと。能力はあるんだけれども、経年劣化がやはり進んでいるという状況は捉えております。

そういう中で、今後どうしていくかというところにつきましては、先ほど町長から答弁のあったとおりでございまして、今はできる限りの修繕をしながら、ぜひ施設の維持存続に力を入れていきたいと考えておりますし、現在もそういう状態での予算執行を行っているところでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

○7番（野田省一君） ちょっと今回はその2つの施設について集中して聞きますけれども、両施設とも、やはりボイラーとか配管とかという部分での経年劣化で、昨今、公衆浴場としての機能が何日間か使えない時期が、要は故障で使えない時期が出てくるようなこともありました。そんなことを鑑みても、やはりいつ止まるかということも非常に懸念されるところでありますし、指定管理者に直接事情聴取をいたしましたところ、やはり相当綱渡りで修理をしてきてているんだというようなお話を聞いています。

今、これ総合計画は、これはいつまでつくろうとしているのかと。それともう一つは、指定管理者の更新時期というのがいつなのか。これによって指定管理者もどうするのかという、計画がはっきりしないうちに、指定管理者に、いつ改修するとかのある程度目途改修とか方向性が決まらない中で指定管理者に手を挙げてくれというのは一体どういうものなのかなというふうにちょっと心配されるところでありますけれども、そこら辺の考え方をお伺いしたい。

○議長（小坂利政君） 藤田経済恐竜戦略室主幹。

○経済恐竜ワールド戦略室主幹（藤田浩樹君） 私のほうから指定管理者の期間についてお答えさせていただきたいと思います。

指定管理者の期間についてですが、樹海温泉の管理に関する基本協定を締結しております、樹海温泉のほべつとはくあを一括で協定締結しております。昨年、期限を、5年間の期限が到達するところだったんですけども、指定期間変更による基本協定の変更ということ

で、令和4年3月31日まで延長といいますか変更をしております。これは、キャンプ場も、指定管理者シオニーさんについても、指定管理者を受けている、また、樹海温泉はくあとの一体的な施設ということで、同時期に合わせたものでございます。

以上です。

○議長（小坂利政君） 菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池 功君） 私のほうから、公共施設等総合管理計画の改定、あわせて個別計画の策定の時期についてお答えしたいと思います。

予算執行につきましては、令和3年度の予算執行になりますので、年度内に計画の必要な情報収集、課題整理を行っていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

○7番（野田省一君） 管理計画は年度内につくるよと。今、9月ですよね。あと何か月、5か月ぐらいでつくるということなのかな。

今、いや、それで今回聞いているのは、一定程度この時期でいろんなこと決まっていないと、答えられるんじゃないかなと思って期待してもいたところですけれども、根本的に、これ前の管理計画、現行の管理計画見ると、建設系の公共施設については、施設管理者による日常点検や施設不具合の報告を適正に実施し、劣化状況や対策履歴等の情報を記録しますということ、定期的な点検とか診断等の実施ということを本当にやってきたんだろうかと。お題目として計画の中に書いてきているわけだから、先ほど聞いたら、それぞれどうなっているか把握していますかということは、指定管理者からの報告を受けているということで、そこをきっちり定期的な報告を受けるようにしているんだということなんですが、まず1点はそこちゃんとやってきたのかどうか。

それと、やはりこの段階で、来年の、今年度中ということありますから、計画書ができてすぐその後、しかも令和4年、来年の3月には指定管理者と契約を結ぶということになると、ほとんど同時に、出来上がったと同時に指定管理者とも更新しなきやならないという中でなんですが、そういった時間的な問題もあるのではないかと。計画というのは早々出てくるものなのか、この2つお伺いしたい。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 点検等の状況につきましては、担当のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

あと、指定管理者の更新の時期が来年の3月末ということでございます。今の指定管理の

年数というのは基本的に5年で、管理を公募なりなんなりで指定管理をさせていただいているんですけども、おっしゃるように、今の個別管理計画ができると、できて、例えばその中で方針が出されたとしても、例えば来年早々に何かをするとか、そういう形が即なっていかないと思います。やはりそれなりの、数年なり、短くてもそういう年数がかかるんだろうというふうに思っています。そういったことも踏まえて、今回更新するときに、その5年が果たして適正、適当なのかというところも含めて、その年数の考え方と、後はまた、施設を例えば分けて契約を結ぶなり、特約条項をつけるとか、様々な形の中、ある程度、指定管理者側で検討しやすいような材料をつけて公募に臨みたいなというふうに思ってございます。

○議長（小坂利政君）　吉田経済建設課長。

○経済建設課長（吉田直司君）　私のほうからは、はくあ、それからほべつの湯の状況を把握して、毎年予算化に努めている内容を御説明させていただきます。

毎年、修繕関係の内容につきましては、指定管理者と協議をして、どこを改善していくかということを指定管理者とお話を進めております。それに向けて、町の予算のヒアリングをしていく手順で、指定管理者と常に連携を取って施設の管理を毎年しております。突発的な修繕等が出たときも、町としてはその財源をどうするかということで、財務と協議して、対応して続けております。今後、平成30年の胆振東部地震の期にも、大きな修繕等が出ておりました。それも補正をしながら、施設の維持管理を努めてまいっておりました。

以上です。

○議長（小坂利政君）　7番、野田議員。

○7番（野田省一君）　一定程度は、事業者と、指定管理者と協議はてきて修理をしてきているということはされているのかなというふうに理解しますけれども、何せ、実際的に昨年のことを考えてみると、突発的な、ちょっと理由は何だか分かりませんけれども、突発的に何日間、1週間くらいでしたっけかね、お風呂が止まったということがありました。その中で、例えば、今、先ほど副町長も答弁いただきましたけれども、5年間で契約しちゃうと、その先どうなるか分からないのに、取りあえず5年間契約しなきゃならないとか、いや、5年がいいのか、3年がいいのか、単年度がいいのか分かりませんけれども、例えばそういうような故障が出ていたときに、指定管理者としては休業しても休業補償もないんだと。給料は補償しなきゃならないというような事態にもなってくるわけですね。

やはり、そこ、その辺も含めて、指定管理者と契約結ぶときに、経年劣化による何かが起き得る可能性はあるので、その辺の補償についても今後検討してやったほうがいいのかなと

いうふうに思うんですが、その1点、考えをお伺いしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 今の基本的な契約事項の中にもあると思うんですけれども、指定管理者の責によらないようなもの、そこの責任によらない、そういった自然的な災害等々も含めて、あとは燃油等の高騰ですとか、そういったものについては一定の補填をしていくというような条項となっておりますので、そういう状況に応じて対応してまいりたいというふうに思っています。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

○7番（野田省一君） ちょっと実際に、今回というか、2、3か月前だったと思いますけれども、もっと前かな、1週間ぐらい休んだときにどういう対応をしたか、ちょっと私もそこまで管理指定業者から聞き取ってはいないんですけども、もし、どういう対応、その休みの間に補償とかしたのであれば、どういう対応をしたのかお伺いをしたいと思っています。

それともう一点、樹海温泉はくあについても、キャンプ場の利用者の今7割近い方が、キャンプ場を利用した人の7割近い方が温泉施設を利用しているということなんですね。それと、近年、キャンプ場に協力隊員3名を配置して、キャンプ場観光について随分力を入れるような傾向にも見えているわけですよね。そうすることでいくと、はくあについてはどういう考えを持っているのかと。

答えられるのかどうか分かりませんけれども、やはりこのことも今後どうするのか、先ほどの更新時期も考えると、そこら辺もある程度はっきりした考え方を示していかなきゃならないと思うんですが、それと、やはりこの管理事業者、管理業者が、キャンプ場と、それから公衆浴場ほべつの湯と俗に言われているところと、そのほかにキャンプ場も管理していますし、配食サービスもやっていますし、高校寮の食事の業務委託もしているようありますから、そういうことからいくと、どこかの施設をどういうふうに人間的なものを回すとか、いろいろとはっきりしたもののが恐らくほしいんだなと思っておりますので、そういった対応含めて、やはりキャンプ場をどうしていくのかということをこの3月までに、キャンプ場じゃなく、失礼しました、はくあもどうするのかというのをこの3月までに出せるという考えですか。

○議長（小坂利政君） 昼食のためしばらく休憩します。

再開は午後1時30分とします。

休憩 午後 零時03分

再開 午後 1時30分

○議長（小坂利政君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

午前中の質疑応答の中で、議長として一言お話をさせていただきたいと思います。

前段での答弁がありましたように、公共施設等総合管理計画については、施設の現状、利用状況、経費負担等を考慮して今年度中に策定予定とされておりますので、現段階での考え方等に対する質問についてはひとつ今後御配慮をいただきたいと思います。

また、3点目の配食サービス、人的配置等については、施設維持観点とかけ離れた質問というふうに理解をさせていただきます。答弁については、差し障りのない範囲で答弁にとどめていただければというふうに思います。

以上申し上げまして、会議を続けさせていただきます。

答弁、藤田経済恐竜戦略室主幹。

○経済恐竜ワールド戦略室主幹（藤田浩樹君） 私のほうから、先ほどの樹海温泉ほべつ、ほべつの湯と申しましたけれども、その7日間の休業の内容につきましてちょっとお答えします。

緊急的なちょっと修繕がございまして、4月だったんですけども、女性のお風呂のほうの配管修理がありまして、4月16日から22日まで、16日から6日間、男女交互で利用していくたで、その間修繕をしていたところでございます。最後の1日は調整のため、1日だけ臨時休業ということでございました。7日間は休業していたわけではありませんので、御承知おき願いたいと思います。

以上です。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

○7番（野田省一君） 少し話を戻しますけれども、公共施設の管理計画についてということで頭に出させていただいて、特に今回は2点の施設についていろいろとお話を聞いてきたところでありますけれども、要するに、公共施設等総合管理計画、これを来年の令和4年3月までに、年度内にということなので、つくられるということですけれども、今たまたま2つを焦点当てて分かりやすいところを見たわけですけれども、本当に町民の皆さんを利用するような、ほかに施設だとか、道路だとか、学校だとか、いろいろあるわけですけれども、そ

の辺、計画をつくるに当たって、利用者だとか管理者、この意見をどのように反映させていくような手法を考えているのかお伺いしたい。

○議長（小坂利政君） 菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池 功君） 私のほうからお答えいたしたいと思います。

今回の計画につきましては、基本的には平成28年度末に策定しました公共施設等総合管理計画の考えを踏襲しながら、個別施設計画につきましては、配置の状況、施設の内容、利用状況、あとコスト、運営状況等を把握し、整理していきたいというふうに考えております。

その中で、各施設の所管課とのヒアリングを実施する予定でございまして、その段階で所管から、町民の利用者の方、また、指定管理施設であればその管理者の方の意見を踏まえた中でヒアリングでの回答を受けて、計画には反映していきたいなという考えであります。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

○7番（野田省一君） 計画があと5か月ぐらいしか実際にはないですよね。心配していたというか、大きな総合的な考え方の中で、それは前回つくったのとそんなに大きく変わらないんだろうとは思いますけれども、この何年間かやってきて、やはり利用者、管理者がどうあるべきかということを、しっかりとその話を聞いていただきて、つくっていかなければならぬと思うんですが、改めて回答があれば。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 計画策定について、今、担当のほうから申し上げたとおりでございますけれども、計画が策定後というんでしょうか、具体的に現状、そして課題、そして方向性というのが一定程度の個別計画で出されましたよと、それを受けでございますけれども、具体的な対策、そして取組、こういうところに当たりましても、対象施設に関連する町民の皆さん、あるいは施設利用者の皆さん、そして関係する機関団体というんでしょうか、こういったところの協議、これらも踏まえながら十分な調整と合意形成、これらも必要と考えているところでもございます。

事業の実施に当たりましては、冒頭で申し上げましたように、財政状況との整合性を図り、財政負担の平準化というものに努めてまいりたいと思います。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

○7番（野田省一君） 今回質問した公共施設等総合管理計画について、たまたま2点に、身近なところ2本に絞って深く入りましたけれども、それを見ても分かったように、なかなか意見聴取というのが時間的にも大変な時期に来ているのではないかと思いますので、是非、

もちろん財政的な問題もクリアしなきやならないし、総合計画とともにその中で精査していくかなきやならないということは十分分かっておりますけれども、ぜひ、今、町長答弁いただいたように、利用者、管理者の意見を十分配慮していただいて、より良い施設にしていただければなと思っています。

以上で終わります。

◇ 舞 良 喜 久 議員

○議長（小坂利政君） 次に、2番、舞良喜久議員。

○2番（舞良喜久君） 2番議員、舞良が通告どおり質問をさせていただきます。

質問事項は、介護保険制度の改正に伴い町の支援を伺いたいと思います。

質問要項は、8月に介護保険制度が改正されまして、それに伴い補足支給の制度も厳格になりますて、町内における特別養護老人施設はじめショートステイなどで、介護施設の食費などの軽減対象者の増減、また、その負担増になった方はどのくらいありますか。その影響は、8月からですから、もう人数的には出ていると思いますので、お知らせをお願いしたいと思います。

それに伴い、現状コロナ禍の中続いてきて、大変やっぱり低所得者が生活を困窮していると思いますので、入る人はもちろん家庭におかれましても大変な時期だと思いますので、町の支援があるかをお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（小坂利政君） 菅原健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（菅原光博君） 介護保険制度の改正に関する質問にお答えいたします。

今年8月から介護保険施設における負担限度額が一部変更となりました。負担限度額とは、介護保険施設に入所する方や短期入所を利用する方の食費と居住費について、低所得者へ助成する制度となってございます。今回の変更では、一定額以上の収入の方、預貯金をお持ちの方が対象となります。居住費に変更はございませんが、食費の助成額が少なくなり、自己負担額が増えることとなります。

本町で昨年から継続してこの制度を利用されている方の中で、今回の改正により食費の自己負担額が増える方は18名おります。自己負担額の増額については、特養入所者で第3段階の方のうち年間収入が120万円を超える方が対象となり、1日の食事代が今まで650円の負担でしたが、8月からは1,360円と710円の負担増になり、1か月にしまして2万1,300円の

増額となるものでございます。

なお、これは国の制度改革による負担増でありますので、今後は、対象となる施設と連携しながら動向を見守り、利用者への丁寧な説明を心がけていきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願ひいたします。

○議長（小坂利政君） 2番、舞良議員。

○2番（舞良喜久君） 今、年収と預貯金で120万以上ということが出ましたけれども、そのほかにこの補足給付制度で、調べてみると94名ぐらいが対象者となっておりました。その数字がまず正しいかちょっとお伺いします。

そのほかに、夫婦世帯でのこの給付制度の補償ですか、かなり金額が上がった方のを今上げようとしている案もあるそうですが、そういうことがありましたら教えていただきたいと思います。

今答弁あったように、対象者が18名で、本当に食費が2倍以上なるということで大変なことだと思います。そういう意味においても、やはりこれは国の制度が変わったといえども、今、私も聞きましたけれども、本当自分で年金が安くて払えなくて、子どもさんが負担しているとか、入りたくてもちょっとお金がないとか、そういう人も現状には何人かおられると思います。私もそれは聞いておりますが、そういうことで、やっぱりこれから安心して老後生活ができる、また、その子どもさん、家庭ができるということで、やはり町の支援が必要じゃないかということで、その答弁をお伺いしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 今井健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（今井喜代子君） まず、対象となる人数についてですけれども、議員がおっしゃったとおり、今年度該当される方94名ということで、入所者については94名ということになっております。

それで、2点目の質問の夫婦世帯というところがあったんですけれども、ちょっとそこの部分の内容がよく聞き取れなかつたものですから、もう一度確認してもよろしいでしょうか。申し訳ありません、よろしくお願いします。

○議長（小坂利政君） 2番、舞良議員。

○2番（舞良喜久君） 要するに、世帯の年収が上がると、厳格になったために、これはあと高額な方だと思いますけれども、そういう制度がやっぱり変わって、要するに幅が広げられて、分かりますか、世帯が。例えば、収入について単身世帯は500万円から650万円とか、それから夫婦だったら1,500万円から1,650万円になったとか、そういう対象者が年金額が変わ

っていくと、そういう預貯金要件が減額されると対象者から外れると、そういう人も町内におられるかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 今井健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（今井喜代子君） 今回の改正の部分で、先ほど所得の部分で120万円ということでお話ししましたけれども、それにプラスして預貯金の額というところがあります。その部分が今までよりも少し低い額のところで該当になるかならないかというのが決まっていくというところの変更もあるというところの御質問なのかなというふうに思いますが、こちらのほうの額の変更につきましては、あくまでも120万を超えた中でというところでの合わせた中になりますので、こここのところだけで該当するという方はおりませんので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（小坂利政君） 2番、舞良議員。

○2番（舞良喜久君） そういう中で、町長さんどうですか、支援策というか、今後やっぱりそういうことが問題になってくるんじゃないかと思いますので、町長さんの御意見をお伺いしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 5番議員の先ほど質問ありました介護保険の補足給付の条件引上げについての関係した質問なのかなと思ってお聞きをさせていただいたんですけども、よろしいですね。

補足給付については、言わずもがな施設入所にしている高齢者にあっても、ホテルコストというんでしょうか、自己負担すべきという政府の方針、2005年から介護保険給付から外されて、所得によって負担軽減される目的の制度ということがうたわれているかと思うんですけども、これも国の言い回しというんでしょうか、今回の改正については、在宅で介護を受ける方、こういった方と、公平・平等の観点から、負担能力に応じた負担、そして見直しが行われたものなのかなと捉えているところでもございます。そのため、一般財源を用いた負担軽減対策について、在宅で生活される方、あるいは介護保険の対象でない方との公平性といったところはどうなのかなというところを捉えているところでもございます。

また、改正の捉え方としてでございますけれども、今回の介護保険制度の影響、国は、介護保険制度の持続可能性を確保のために、補足給付などに関する給付の在り方について検討を行ったと捉えているところでもございます。

これまで様々なやり取りの中においても、全国の町村会等を通じながら、介護保険制度の

円滑、そして安定的な運営を図ることは喫緊の課題であるとしながら、町村会での様々な要望、提案を行ってきているところでもございます。制度設計というのは、恐らく、これからも引き続き、低所得者の皆さんに配慮した制度設計というのがなされるよう繰り返し町村会を通じ国に求めてきているところでもございます。

今後も引き続き、国の動きというんでしようか、動向というのを注視しながら、低所得者の皆さんをはじめとした高齢者の方々へのサービス提供に支障が生じないよう介護保険の運営に町としても努めていきたいと考えております。

○議長（小坂利政君） 2番、舞良議員。

○2番（舞良喜久君） 今、町長が言われましたように、2005年度に一部そういうことで改悪をされて、どんどんやっぱり介護はあるんだけれども、本当に有効に活用されなくて、入れないという方が特養とか何かに大変おりますので、ぜひそれは検討されて支援されることを要望いたしまして質問を終わります。

◇ 北 村 修 議員

○議長（小坂利政君） 次に、11番、北村 修議員。

○11番（北村 修君） 第3回定例会に当たりまして、私のほうから大きくは3点について質問をさせていただきます。

まず第1点は、町長が冒頭でも報告されましたコロナ対策の問題でございます。

私はこの中で、このコロナという状況の中にあって、多くの人々が不自由な生活を強いられているという状況にあるわけですが、その中で今回、高齢者の状況、それから今成長を遂げなければならない子どもたちの問題等々について中心を当てながら触れたいというふうに思っております。

コロナは、1年半以上経過するわけでありますけれども、いまだかつて収束を見る状況にはなっておりません。そして、報告がありましたように、第5波という状況の中で、緊急事態宣言が再々々度にわたって出されまして、そしてそれも昨日からさらに延長されるという事態になっているわけでございます。こうした中にあって、高齢者をはじめとした方々の暮らしは、本当に大変行き詰ったものがございます。

本町においても、この間、高齢者施設では本当にたくさんの痛ましい命が失われました。私はそういう施設でなくとも高齢者などは本当に心配な状況があるのではないかというふうに考えております。私ども様々な委員会での調査もさせていただきましたが、その中で、災

害後の心のケアの問題に関わって、災害だけではなくてコロナとの関わりの中で、高齢者の皆さんの中に心の病が広がってきていると、これが担当者の報告がありました。私は、実際そうだろうなというふうに思っております。

そうした中で、感染予防対策、こういうことを続けていくわけでありますけれども、しかし、同時に、こうした中で、例えば高齢者が少しでも安心して長生きできるような暮らし応援、あるいは子どもたちのこの学びの場での集団活動などの応援、こういうことが同時に追求されていかなければなりません。コロナはすぐにやむものではありません。ですから、やはりそうしたことをコロナの中で、ウィズコロナ等々を見据えながら、私はそのるべき姿を検討していく必要があるのではないか、町の行事としても検討していく必要があるのではないかというふうに考えております。その点でお伺いをまずするものでございます。

それで、私は、そういう中でここにも掲げておりますのは、こうした緊急事態宣言等々にあっても、やはり何らかの高齢者の活動を、あるいは子どもたちの活動を広げていく、そういうことの取組をする、そのためには、やはりこの行政検査ですね、ＰＣＲなり抗原検査なり、これらを本当に用いながら安全を確保し、そういう活動、生きるべき道を保障していく、そういうことが大事じゃないかというふうに思っております。それらの点について見解を伺うものであります。

2つ目には、同時に、このなりわいとした状況の中で、飲食店をはじめ、緊急事態宣言の中では営業の自粛というようなことがついてまいります。やっぱりそのためには補償ということがついていかなければなりません。そういう点では、緊急事態宣言の中で、道なりが一定の方向を示しておりますけれども、しかし、これもなかなか早急なものではありません。今度の緊急事態宣言でも、申請は10月だろうというような話もございます。こうした状況の取組と併せて、町としてのやはりこれから独自支援、必要だというふうに思いますが、それらについての検討状況を伺っておきたいというものであります。

それから3つ目には、コロナに感染されたというような場合に、今、国のほうでは、多くを自宅療養という形の中でこの対応を強いるということがなされ、これらについて大きな批判が上がっていることは御存じのことというふうに思いますけれども、幸い、我が町は報告されたように大きくはありませんけれども、しかし、いつ何どきどうなるか分からぬといふ状況が続く中で、これら医療に対する対応の方向というものを町として本当に考えていく必要があるのではないかというふうに私は思っております。

その意味で、今言われている自宅療養などという方向について、どのように受け止めてお

られるか伺っておきたいというふうに思います。仮にそのようなことが起きた場合に、じやそういう人たちに対して我が町としてどのような手立てを取っていくのか、こういう検討はされているのかということも含めて、併せて伺っておきたいというふうに思います。

まず、コロナの問題については以上であります。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 議員の通告後に緊急事態宣言の延長ということで、かなり質問内容が多岐にわたって、分野も多岐にわたっているということで、私のほうから、高齢者の命と健康面、それとPCR検査と社会活動、1点目ですね、それをまず答弁させていただいて、子どもたちの感染予防対策については、教育委員会のほうから答弁をさせていただきたいかと思います。

一つ一ついかせてもらいたいかと思います。

まず、新型コロナウイルス感染症の蔓延で、自粛生活が長引いてきている、このことによって、町民全体の生活に何らかの影響というのが出ており、特に高齢者の方々は外出の機会が少なくなり、人との交流が減少する、そのことで心身への影響が出やすいと捉えているところでもございます。そのため、既に計画が樹立されております介護予防事業、さらには交流サロンというのを社会福祉協議会と連携しながら、緊急事態宣言期間中を除きながらですけれども、感染の予防対策を徹底した上で実施に努めてきているところでもございます。

PCR検査につきましては、町内の施設でのクラスターが発生した背景から、不安払拭を目的として、6月中旬から8月中旬にかけて、当該施設に6回、他の介護事業所、そして学校、児童福祉施設の職員に2回、累計1,129件を実施し、全員の陰性を確認しているところでもございます。

PCR検査につきましては、今後におきましても、抗原検査との使い分けと、こういったところも含めながら、必要時にその感染レベルというのもしっかりと把握しながら検査を実施するよう対応していきたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（小坂利政君） 長谷川教育長。

○教育長（長谷川孝雄君） 私からは子どもに関する部分についてお答えします。

学校では、文部科学省の学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルに基づき感染予防対策を講じています。

その行動基準は、地域の感染レベルに応じ3つに分かれています。緊急事態宣言下にお

いては、レベル3という最も強い行動制限となります、学習活動を工夫しながら、可能な限り部活動等も含めた学校教育活動を継続しています。

修学旅行などの学校行事につきましても、一律に中止するのではなく、延期や行き先変更も視野に入れながら、適切な感染防止策を十分に講じた上で、可能な限り実施してまいります。御理解いただきますようよろしくお願ひします。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 営業自粛の関係でございます。

本年の第2回定例会で議員の御質問でも答弁をさせていただいているかと思いますが、外出の自粛、そして飲食店等における営業時間の短縮要請というのは、多くの事業者等の経済活動に大変大きな影響というのを及ぼしております。この間、国、そして北海道の支援策に加えて、本町におきましても、独自の経済対策というのを実施してきたところでございます。

今般、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援分）というのが追加交付されることから、町としての取組につきまして検討を進めてまいりますので、御理解を願いたいかと思います。

○議長（小坂利政君） 今井健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（今井喜代子君） 私のほうからは3点目について回答したいと思います。

新型コロナウイルス感染症の陽性者については、保健所が医療の必要性を判断して入院に結びつけたり、療養施設への調整等を行っております。自宅療養するケースについては、保健所から毎日電話をして、体温や血中酸素濃度、症状などの健康状態を確認しています。

なお、自宅療養者の情報については、これまで保健所から町のほうに通知されることとなっておりませんでしたので、町として自宅療養者に支援することはありませんでしたが、今月に入り、自宅療養者に対する生活支援に関して、道から必要に応じて市町村に協力を求めていくよう通知が出されましたので、今後は保健所と連携を図りながら支援調整をしていきたいと考えております。

本町で設置した自宅待機者支援施設につきましては、保健所からも事業の紹介をしていただいておりますが、今のところ利用者はおりません。利用者がいる場合につきましては、必要時に医療相談ができるよう厚生病院等の地元関係機関に情報提供をし、連携を取れる体制としておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） ありがとうございます。

幾つか再質問させていただきますが、私は、特に高齢者を例に挙げながらお尋ねをし、提案もさせていただいていますが、今、町長の答弁ですと、緊急事態宣言が出されているのを除く中で、いろんな安全対策等々を取りながら、行事等を進めていきたいということでございました。

私は、この間、例えばふれあい事業が中止だという連絡も回っていたように思っております。緊急事態宣言というふうな状況の中で、それを守らざるを得ないというのは、これは致し方ないことだというふうに思いますが、私は、しかし、これだけ長くそういう、まん延防止から含めて、これだけ長く続き、自宅等々で自粛ということになって、そういう中での高齢者等に対する弊害、こうしたもののがやっぱり出てきているということは、共通の認識として我々は持っているわけでございます。

先日の地震関連での特別委員会の中でも、ケア対策で、担当課のほうから、先ほども言いましたように、やはり地震からコロナにかけて、そういうふうな中で、心の病的なものが広がるという状況がアンケート等の中に出されてきていると、こういうふうな状況になってきているわけであります。

私は、したがって、緊急事態宣言だから何もしないんだというだけで本当にいいのだろうかというのを本当に強く思うところなんです。やっぱりそういう中にあっては、やっぱり本当に十分な体制を取りながら、何らかの手立てを考えていくというのは大事じゃないかなというふうに思いますし、何よりも私たちの町は、今週、先週等々見ても、そういう関係はございません。しかし、全体的に見ると、都市部のほうで大きく広がっていて、そういう中で緊急事態、まん延防止等々が出されているわけです。これは本当にジレンマのところなんですが、それとも、やはりそういう現状を把握しながら何らかの体制を、私は、対策を取っていく必要があるのではないかという、先ほど教育長のほうから、学校においては修学旅行等についても日程を変更したり、そういう対応をしながら何とかそういう子どもたちの期待に応えていくようなことを教育としてやっていきたいということがございます。私、そういう流れが大事だというふうに思うんですね。

だから、そういう場合、高齢者対策などでもそういうふうなことがもうちょっと工夫されていいのではないかと思うのですけれども、それはどういうことなんでしょうか。そういう点でいえば、例えば、今回9月の生涯学習なんかの点で見れば、これは全部中止ということになっちゃうんでしょうか。これらを含めて再度まずお伺いしておきたい。

○議長（小坂利政君） 議場内の温度が上がっております。上着の着用は自由とさせていただ

きます。

竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 今回の緊急事態宣言の延長を受けながら、国が、議員も押さえているかと思うんですけれども、条件を付しながら地域での行動制限というんですか、こういった緩和の基本方針というのが示されているかと思います。今、全国の知事会でも、感染拡大の懸念も併せ、国民生活そのものに大きな影響を与えるものであり、国民的な、まさに、密は別にして議論を深めていくとしているかと思います。

いずれにしましても、議員も冒頭で質問の中で触れておりますように、クラスターを経験した町、私はこのコロナを災害として捉えておりますので、予防策の徹底というんでしようか、こういったところをしっかりと組み合わせた中でのそれぞれの実情に照らしての行動制限、緊張感を持った中での緩和、そして社会活動に取り組むべきと考えているところでもございます。

ちなみに、先般、一例でございますけれども、私自身は最後までどうかなと思っていたんですけども、町内の、議長も出ておりましたけれども、コロナ感染症対策本部会議が開かれまして、こういった中での事情というのを、地域事情、うちにも警戒レベルの指標というのがありますけれども、ここも配慮しながら、社会活動、とりわけワクチン接種というのが65歳以上の方々が90%と、そして今月の9月25日には集団接種は全部完了するよといったようなことからも含めて、我が町の行動制限の緩和という言葉はあまり使いたくないんですが、社会教育施設でのパークゴルフ場、全面休止だったのを、今回、町民限定で予防対策を徹底しながら活用していただこうではないかと賛成多数で今回決められているところでございます。

しかし、一方で、先ほど申し上げましたように、専門家会議の尾身会長が言っているように、一部に緊張感を緩めた中での制限を緩めるということは、無条件に緩和できるということではないといったことは、私も然るべきだと思っております。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 私も無条件に条件を緩めるというようなことを考えるべきじゃないというように思っています。その点ではおっしゃられるとおりだというふうに思っております。

しかし、これから、このコロナが緊急事態宣言になって落ち着いてきているから、今月い

やっぱり我慢すれば何とかなるんだろうというふうに我々も思っているし、皆さんも思っていると思って、町民の皆さんも思っていると思っているんです。しかし、これもデルタ株だと新たな株だとかという形の中で、どんなふうに変化するのかというのは分かりません。そうしたら、やはりどうやってこれから、今月だけではなくて、年内と、これと付き合いながらやっぱりやっていくのかと、そういう検討もやっぱり進めていく必要があるんだろうなというふうに思っておる。

そういう点では、パークゴルフ場などのそういうのをきちっとした形で広げていこうという取組は、いいことだなというふうに私も思います。そういう点でいえば、あわせて、せめて四季の館の朝風呂ぐらい広げてほしいという人たちがいます。夜8時だと行けないんでという、仕事の関係でという方もいますから、そういうところも考えていただければいいなというふうに思いますが、まあ、そのことは置いておいて、私は、やっぱりそういうふうにして、ぜひともこれらの取組をしていただきたいということを強く求めておきたいというふうに思います。

それで、コロナの中でもう一点再度御質問したいのは、自宅療養というこの方針の問題でございます。これは我が町が決める問題ではありません。これは国の方で決めた問題でありますけれども、やはりこれでは安心して命守れないという事態に私はなっている、現状としても。ですから、町としてもそのことを強く求めていただきたいというのは一つでございます。是非とも、この辺、町としても国等にしっかりと求めていただきたいし、我が町としても、これは単純にこういうことではできないよということを強く求めていくことをお願いしたいというふうに思います。

こういう関係で、コロナ問題について時間の関係もありますので終わりますが、2つ目には、国保税の軽減対策についてお伺いをいたします。

ここに届けましたように、今年度に入って、国保税の軽減・減免等の対策について、町民の中から、今年はどうも受けられないというふうなお話が来ているというのが聞かされます。私は、こういう状況でこそ、この国保税の軽減・減免というのは、昨年に引き続いでやっぱり広げていくということが今求められているというふうに思います。そうでなくとも、負担が重くて払うことが大変だというのが国保税でございます。それによって、この例年大きな滞納も残しているという状況にあります。

私は、こうしたときにこそ、さらにこのコロナ関連による国保税軽減対策、これは町のネットでも出していますけれども、これらについては財源については国の方で100%これは補

墳するという状況になっているわけでありますから、これらは、このコロナ対策についてはせめて私は取り上げて、そして大変だという人たちにこの際に活用してもらうという状況にやっていく必要があるんじやないかと強く思っているわけでありますけれども、この点についてまず見解を伺います。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 国保税の軽減についてでございますが、低所得者軽減、さらには倒産、解雇などによる非自発的失業者軽減など、御承知のとおりでございます。2021年に入って受けられない事例というのは出ておりません。

国保税の減免につきましては、災害等減免などがありますが、新型コロナに関わる減免について限定しますと、令和2年度は実績は13件でございます。

新型コロナに関わる減免につきましては、厚生労働省からの国保税の減免の取扱い等の通知により制定したものでございます。

町としましては、最初に新型コロナがまん延した令和2年前半は、とりわけ緊急事態宣言の下、国民全員が外出を控えており、収入減についても先の見えない状況の中、速やかに減免を決定しているところでございます。速やかに決定しております。

令和3年度についても、昨年同様、新型コロナに関わる減免のリーフレットを納付書に同封し、国保世帯に周知しておりますが、現在のところ、相談については数件あるものの、申請はない状況とされております。

なお、現行制度上で、国保税の軽減・減免について、隨時、納税相談等について対応しているところでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 今、最後におっしゃられましたけれども、相談はあるけれども申請はない。これ、申請ができないという状況があるといふうに考えたほうがいいんじゃないかなというふうに私は思っているんです。

なぜなら、これ昨年、コロナ減免という形は、コロナのなかつたその前年の所得を対象にされました。しかし、今年度になると、そのコロナで収入が落ち込んだ方々は、そこから今度は50%だったと思いますけれども、その所得減が確認されなければ軽減・減免の対象にならないというふうにされている。これ、とんでもないことだというふうに思いませんか。

やっぱりこれであれば、コロナの前の前々年の前の状態からの減収を昨年だけではなくて今年度にも適用していく、そういうことをしないと、下がってしまった所得を、そこからま

た3割なり5割なりという減収が、所得減がなければ対象にしませんでは、これはもう生きていく、そういうものにもなりません。やっぱりここはそういう事情を酌み取って対応してやっていくということが必要じゃないかと思うんですけれども、まずこの点について見解を伺っておきたい。

○議長（小坂利政君） 小坂町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（小坂僚介君） 私のほうから相談等について説明させていただきたいと思います。

昨年は13人の方が減免決定したところでございますが、今年に入って相談等3件ほどございます。うち2件は昨年と同じ方が御相談いただいているところでございます。1件については全く新規の方でございますが、内容について、前年の収入30%以上減額が対象というところでございます。それについて説明しているところでございます。

以上です。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） いや、そういうことだというふうに思うんです。これ私はなぜ言いかというと、積極的にこれはやったほうがいいと思っているんですよ。なぜなら、この減免した額については、今回の場合には国が100%補填すると言っているんですから。そうでしょう。これは間違いないというふうに思います。ですから、大いにこれ推奨するというか、やっぱり積極的に勧めてあげるというのが大事だと。

何よりも、今年の場合に、これは申請がやっぱりないというのは、そういう状況が分かっているからですよ。去年落ち込んだ収入、それに対してのさらに30%所得が落ち込んでいなければ対象にしないという状況になってきているんですね。これではあまりにもむごいんじゃないかなと思ってるんです。

これらをいろいろ聞いていますと、例えば北海道でも、これらに対して、これでは何の役にも立たないというか、ひどいぞということで、ちゃんと軽減対策やっているところがあります。

例えば、富良野なんかを中心とした大雪の広域連合、ここでは、やっぱりそうではなくて、前年の所得に応じてやっぱり3割減ということで対象にするとか、あるいは所得がゼロであってもそこから減少したという方々に対しても対象にするとか、あるいは子どもの均等割等々を先取りして独自でやってあげるとか、そういう様々な対策をやっておられます。

やはり私は、自治体としてそういうことに努力すべきではないかと。特に我が町は、あの

18年の災害があって、そしてコロナです。こういう状況を鑑みたときに、本当にそういうことに努力をすべきでないかというふうに思うわけですけれども、これから対応としてどのように検討しているか、改めて見解を伺っておきたい。

○議長（小坂利政君） 小坂町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（小坂僚介君） 私のほうからは、国民健康保険税の減収によって保険料を減額した場合の財源補填について御説明させていただきたいと思います。

財源については国から補填されますが、具体的に申し上げますと、市町村調整対象需要額、調整交付金という制度があるんですけれども、その中で調整対象需要額の3%以上である場合、減免の総額が調整対象需要額の3%以上である場合、10分の10相当が補填されると。1.5%以上3%未満である場合、10分の6相当、1.5%未満である場合、10分の4相当となつてございます。

令和2年度の調整対象需要額、昨年の需要額を基準に計算した場合、10分の10相当が補填される場合は698万6,000円以上という減免が対象となってきます。昨年と同じような減免額だった場合は10分の4相当が補填対象となるところでございます。

以上です。

○議長（小坂利政君） 八木町民生活課長。

○町民生活課長（八木敏彦君） 補足いたしますけれども、この制度は国の基準にのっとってやっているものですから、これ以上の上乗せをするということは町の独自財源というようなことになります。

また、先ほど言いましたけれども、1年前の所得から、昨年度は当然所得が下がっているわけです。そうするとなると、その下がった所得に対して、今度、今年度は課税されているということになるんで、低く課税されています。

それから、今、その下がった所得と同じような所得の人方、もともとがその所得の人方というのと、それと同じように税金を納めているということになりますので、そういう人方とのバランスということも考えますと、国の基準どおりに以外で独自でやるということはなかなか難しいのかなというふうに考えております。

○議長（小坂利政君） 議場内換気のためしばらく休憩をいたします。

再開は14時40分とします。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時40分

○議長（小坂利政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） では、時間の関係で、国保を終えさせていただいて、住宅料の軽減対策について最後に求めたいというふうに思います。

最後に、3番目には、公営住宅料の軽減対策について質問させていただいております。

我が町として、災害公住という形の中で災害対策に向けてやってきているわけでございますけれども、こうした状況もありながら、見てみると、この家賃の減免というのは0件というふうな状況になっております。私は、これまでの家賃使用料等々から見て、そこから派生しているなかなか支払いが厳しくなっているという状況から見て、こういうことが本当に現実として正しいのだろうかというふうに思った次第でございます。

その点で、我が町として改めてこの減免申請のその条件というのをどういうふうに付しているのか、単純に言わされているこの条件だけでやっておるのか等々についてお伺いをしておきたい。まず、その点からお伺いをいたします。

○議長（小坂利政君） 江後経済建設課参事。

○経済建設課参事（江後秀也君） 公営住宅使用料の軽減対策についての質問について私のほうからお答えいたします。

公営住宅使用料、家賃でございますが、これは入居しようとする世帯の収入、住宅の立地条件、規模等に応じて家賃が定まる応能応益家賃制度により算定しております。

公営住宅の家賃減免制度は、むかわ町町営住宅管理条例第16条に規定しております、特別な事情が生じた場合、町長の定めるところにより当該家賃の減免または徴収の猶予をすることができるとされております。

現在、町営住宅における減免件数は、胆振東部地震によりまして、仮設住宅及び目的外を含むみなし仮設住宅から町営住宅に入居された方44件の減免を行っておりまして、その他一般の減免件数はないところでございます。

ただ、収入の減少及び入居者数の変更の申出によりまして、家賃再算定の後、家賃変更を隨時行っているところでございます。

また、特別な事情による減免の申請については、福祉部局と連携し、実態調査を行い、減

免を決定することとしておりますので、御理解願いたいと思います。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 災害住宅の関連で44件の減免というのは、これは減免ということなんですか、それともいわゆる段階的修正措置という形なのか、そのところちょっとごっちゃにしてはいけないと思うので、はつきりさせていただきたいというのが一つでございます。

それから、我が町のこの減免に関わって、収入の多くは、減免する場合には、入居者の収入が低額である、そういうふうな場合に、これが中心となるわけですね。その後、災害に遭ったとかなんとかいろいろありますけれども、そういう場合に、改めてちょっとお伺いしますけれども、我が町としてそれらの所得要件を、例えば生活保護と比較してどういう状況というふうに見ておられるのか、ここをまず伺っておきたい。

この2つまずお伺いします。

○議長（小坂利政君） 江後経済建設課参事。

○経済建設課参事（江後秀也君） ただいまの質問にお答えしたいかと思います。

まず、災害公営住宅の減免、減額の件でございます。

これは、昨年、令和2年の第2回定例会の大松議員の一般質問でお答えした案件でございまして、期間は5年間で、災害の仮設住宅から町営住宅に移った方、これが全壊の方は20%、大規模半壊、半壊の方は10%という形で、5年間にわたり一律でその家賃から減額している形の制度でございます。これも、うちの公営住宅の管理条例の減免規定使っておりまして、ちょっとこの件数も減免ということでカウントさせていただきました。

また、2点目の収入の件でございます。

公営住宅の入居されている方で一番低い方が第1分位という形なんですが、その方の中でもいきますと、生活保護の収入のレベルでいきますと、それより低い方という形もあろうかと思います。

また、減免といいますか、相談とか来たときにも、減免もあるんですけれども、町の住宅部局のみならず、生活保護をどうですかというところで相談して、生活保護、福祉部局と一緒にになって、そちらのほうを受けられるというところも一緒にになって進めているところで、その人の生活全体を考えた中では、そういう扶助も受けられるほうが有利かなというところで進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 災害公住との関係で44件、話分かりましたけれども、これはいわゆる新築されたところだけなんでしょうか。それとも、それまでの既存の公営住宅にも入られた方々がいらっしゃいます。そういう場合なんかはどうなのか、それはどのぐらいの件数なのか。その場合、例えば障害を持った方もおられますけれども、そういう人たちに対する状況はどうなのか、この辺について関連があると思いますので、お伺いをしておきたいというのが一つあります。

それから、公営住宅の減免の対象になる収入が低額だということの問題でございますけれども、今のお話では、生活保護よりも低いという話なんです。これはちょっと従来からと考えても違うんじゃないかな。私、しばらく公営住宅の問題、触っておりませんでしたので忘れておりましたけれども、そもそもは、かなり前は我が町としても、生活保護よりも1.何%、1.3とか1.5とか、そういうような状況というのはあったと思うし、大体ほかでもそういうような状況があります。それを、生活保護よりも低いのを公営住宅に入居している人たちの収入の低額というふうに見るのは、ちょっとこれはおかしいんじゃないかなと、それではあまりにも公営住宅法に基づく減免という形の内容とは違うのではないかという感じがするんですけども、改めていかがでしょう。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 今、著しく収入の低い方ということですが、今、生活保護以下というようなお話もありましたけれども、その件についてでありますけれども、一応著しく収入の低い方の減免基準の数字は、生活保護をまずは基準にしております。

生活保護を受けている方については、生活保護で出る家賃の扶助額まで減額しますよということで、実質払わないという形になるんですけれども、払わないというか補填されることになるんですけれども、それ以上の1.1倍とか1.2倍というような北村議員言われた点ですけれども、もともと生活保護基準を基本にしておりますので、その収入が生活保護より若干いいということであっても、生活保護に相当、極めて近い方という括りで考えられております。

ですから、収入が例えば最低基準の収入より1.1倍、1.2倍であったとしても、生活保護に該当しないような例えれば資産等をお持ちであれば、これはやはりそういう該当には当然なつてこないというふうに考えてございます。

生活保護に著しく近いんだけれども、若干の差で生活保護を受けられない方については、家賃を減免しながら生活していただくというようなところでの助成制度というふうに捉えておりますので、先ほどお答えしましたように、福祉部局と連携をしながら生活実態等を踏ま

えながら決定していくというふうに考えてございますので、御理解をいただければと思います。

○議長（小坂利政君） 江後経済建設課参事。

○経済建設課参事（江後秀也君） 胆振東部地震から移転しました方の災害の減免のことについてお答えしたいかと思います。

今回、鵡川市街のほうに新築の公営住宅を建てて、それで仮設住宅のほうから移転された方もいるんですが、その方も仮設住宅から移転した方は減免の対象になります。

そのほかに、これは穂別の事例が結構多いんですけれども、みなとしまして、公営住宅入っていまして、それが2年間、その後は今度、一般の入居という形で家賃がかかるケースがあるんですが、その方に対しましても被災の家屋の損壊の度合いに応じまして、20%、10%という形もやっております。

また、そのほかに、むかわ町内の既存の公営住宅に入りたいという方もいましたので、その方も、そのかかった家賃に対しまして、損壊の度合いで10%、20%かけているという形の事例でございます。

ただ、それはその世帯で一律10%、20%でやっておりまして、そこで障害とかそういう形があったときには、特別そのほかにつけるという形の減免とかをやっておりまして、一律で10%、20%でやっている形でございます。

以上でございます。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 所得の扱い方、低額という扱い方、私はやっぱり、福祉部と相談してやっているということなんで、それはかなり広くやられているのかなと。これは後でまたいろいろ調査の上、また改めて質問したいというふうに思いますけれども、あわせて、その際に、この低額という形で減免を対象にするかどうかという場合に、いわゆる言われておりましたこの3要件とも言われている、例えば車を持っているだとか、それから生命保険に入っているだとか、僅かな預金があるだとか、こうしたものというのは、その審査対象に、条件の対象に入れているんですか、どうなんですか、その辺のところを伺っておきたい。私はこれらについては条件としては入れるべきでないというふうに思っているんですが、お伺いいたします。

○議長（小坂利政君） 江後経済建設課参事。

○経済建設課参事（江後秀也君） ただいまの質問にお答えします。

今の3要件のお話につきまして、住宅の部局といいますか、そちらでの調査におきましては、預金の口座とかそういう形は調べられる権限はございませんので、そこまでは調査ができない形でございます。

ただ、生活保護の申請、そこもいろいろ含めた中で、そこでいろいろ福祉部局と連携して実態調査をしていったときには、生活保護は申請できるかどうかというところで、生活保護のほうから実態調査ができるという形がありますので、公営住宅の中では、減免は、住宅部局のみならず、福祉部局と連携して、そういうところで実態調査をしてくださいというところは通達で出てきておりますので、そのときには生活保護が含まれた中では、その3要素の実態調査はしている形でございます。

ですので、今の質問でいきますと、住宅のみでいきますと、調査はできない権限となっておりますので、住宅のみではできません。

以上でございます。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） じゃ、改めて確認しますけれども、公営住宅の家賃の減免、軽減等を図る場合には、こうした自動車を持っているとか、預金が若干あるとかいう、いわゆる3要件については、そこは含めないと、それは、あくまでも生保との絡みの場合にはそういうこともあるけれども、そうでないときは、家賃だけでは含まないということでよろしいですね。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 含めないとということではないと思います。やっぱり生活保護に極めて近い方ということでございますから、イコールでないにしても、かなりそれに近いということになるんだろうというふうに思います。その辺は町の考え方も若干入ってくるのかなと思います。

例えば、生活保護でいけば、生活費のひと月あつたら駄目とか、0.5か月以下とかといろいろあるようですが、そこまで厳格にするということではないんだと思いますけれども、それにかなり近いような方というふうにしないと、結局同じ、もともと収入によって決まっている家賃が、によって減免する、しないということを決めてしましますと、非常にその差がどうか、バランスが崩れてまいりますので、そういったところもお聞きをしながら調べて対応していかなければならぬというふうに考えているところであります。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 公営住宅の使用料の軽減対策全般について、やり取りかと思います。

基本的に減免については、言わずもがなですけれども、家賃の支払いに関して、相談というのも併せ、しっかりと実態調査というのを図った中で判断していくものとまず認識しております。

それと、公営住宅の家賃の減免については、法律によって特別な事情があった場合に適用して、国の基準というのを運用にこれまで努めてきているところでもございます。

また、家賃のお支払いが困難な場合、今までのやり取りの復習になるかと思いますけれども、困難なそれぞれの理由、そして相談者の置かれている状況、傾聴の姿勢をしっかりと持ちながら、相談者の生活全般、住だけではなく生活全般に関する住宅部局、さらには福祉部局等々関係する部局との減免の有無というのを決定していくというのが一つの流れと捉えているところでもございます。

今後に向けても、より町として適切な対応を努めてまいりたいと考えております。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） ゼひ積極的な立場で受け止めたいと思いますので、お願ひをしたいというふうに思いますけれども、やはり今、その前に副町長のほうからも言われましたけれども、生活保護に近いような形とか、低減の水準をいろいろ言わされましたけれども、やっぱり団地に入っておられるような町民の人たちの方々の中には、国民年金だけで本来であれば生保の基準としてもどうなのかという人たちが結構おられます。そういう人たちも、やっぱり我慢をしながら暮らしていらっしゃいます。そういう人たちが、私たちの大変な少なくなっていく人口の構成員なんですね。そういう人たちがおられるということを私は頭に置いておく必要があるんだろうというふうに思っておりますが、そういう人たちを一人ひとり見れば、私は減免の対象に当然なるなという形もあります。それで、この基準についてお伺いしました。

3要素のやつについても、必ずしもそれは全部なしというわけじゃないけれども、しかし、大元として、それは家賃の場合には見なくてもいいぞと、見ないぞというようなニュアンスでもございました。そういうことを私は受け止めさせていただきながら、本当に災害のあつた町として、災害に多くの人が悩んでいらっしゃる。そういうところに本当にこの暮らしを応援していく、そういう立場でいろいろ考えていかなきやならないというふうに思っているんです。その意味で公営住宅の問題も取り上げました。是非そういう立場でこれからもお願いをしたいということを述べて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小坂利政君） これで一般質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（小坂利政君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでした。

なお、明日の開会時間は午前10時とします。

散会 午後 3時00分

令和3年第3回むかわ町議会定例会

議事日程（第2号）

令和3年9月15日（水）午前10時開議

町長提出事件

- 第 1 報告第 3号 放棄した債権の報告に関する件
- 第 2 報告第 4号 令和2年度むかわ町健全化判断比率等に関する件
- 第 3 報告第 5号 専決処分報告に関する件
（損害賠償の額の決定に関する件）
- 第 4 認定第 1号 令和2年度むかわ町一般会計歳入歳出決算に関する件
- 第 5 認定第 2号 令和2年度むかわ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算に関する件
- 第 6 認定第 3号 令和2年度むかわ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に関する件
- 第 7 認定第 4号 令和2年度むかわ町介護保険特別会計歳入歳出決算に関する件
- 第 8 認定第 5号 令和2年度むかわ町上水道事業会計決算に関する件
- 第 9 認定第 6号 令和2年度むかわ町下水道事業会計決算に関する件
- 第10 認定第 7号 令和2年度むかわ町病院事業会計決算に関する件
- 第11 諸般の報告
- 第12 議案第55号 工事請負契約の変更に関する件
- 第13 議案第60号 むかわ町過疎地域持続的発展計画の策定に関する件
- 第14 議案第56号 むかわ町地域館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案
- 第15 議案第57号 令和3年度むかわ町一般会計補正予算（第3号）
- 第16 議案第58号 令和3年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第17 議案第59号 令和3年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議員等提出事件

- 第18 意見書案第 8号 国土強靭化に資する道路の整備等に関する意見書（案）
- 第19 意見書案第 9号 林業・木材産業の持続可能な施策の充実・強化を求める意見書
(案)

- 第20 意見書案第10号 高齢者の医療費窓口負担の2割化を中止し、「原則1割」の継続を求める意見書（案）
- 第21 意見書案第11号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書（案）
- 第22 意見書案第12号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）
- 第23 所管事務等調査報告の件
(経済文教常任委員会)
(恐竜ワールド構想調査特別委員会及び胆振東部地震復旧復興調査特別委員会)
- 第24 閉会中の特定事件等調査の件
(総務厚生常任委員会及び経済文教常任委員会)
(議会運営委員会及び議会広報委員会)
(恐竜ワールド構想調査特別委員会及び胆振東部地震復旧復興調査特別委員会)
- 第25 議員の派遣に関する件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（12名）

1番	東	千	吉	議員	2番	舞	良	喜	久	議員	
3番	山	崎	満	敬	議員	4番	佐	藤	守	議員	
5番	大	松	紀	美子	議員	6番	三	上	純	一	議員
7番	野	田	省	一	議員	8番	三	倉	英	規	議員
9番	星	正	臣	議員	10番	津	川	篤	議員		
11番	北	村	修	議員	13番	小	坂	利	政	議員	

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	竹中喜之	副町長	渋谷昌彦
支所長	齊藤春樹	会計管理者	上田光男
総務企画課長	成田忠則	総務企画課 参事	大塚治樹
総務企画課 参事	戸嶋英樹	総務企画課 幹事	柴田巨樹
総務企画課 幹事	柄丸直士	総務企画課 幹事	菊池功
町民生活課長	八木敏彦	町民生活課 幹事	小坂僚介
健康福祉課長	藤江伸	健康福祉課 参事	今井喜代子
健康福祉課 幹事	熊谷伸一	健康福祉課 幹事	菅原光博
農林水産課長	酒巻宏臣	農林水産課 参事	高木龍一郎
農林水産課 幹事	藤野真穂	経済建設課長	吉田直司
経済建設課 参事	江後秀也	経済建設課 幹事	梅津晶
経済建設課 幹事	佐藤琢	経済建設課 幹事	西村和将
企画町民課長	石川英毅	企画町民課 幹事	長谷山一樹
経済 恐竜ワールド 戦略室長	加藤英樹	経済 恐竜ワールド 戦略室主幹	藤田浩樹
経済 恐竜ワールド 戦略室主幹	櫻井和彦	国民健康保険 種別診療所 事務長	西幸宏
教育長	長谷川孝雄	生涯学習課長	佐々木義弘
教育振興室長	田口博	生涯学習課 幹事	松本洋
選挙管理委員会事務局長	成田忠則	農業委員会 事務局長	東和博
農業委員会 支局長	高木龍一郎	監査委員	数矢伸二

事務局職員出席者

事務局長 今井巧 主査 酒巻早苗

◎開議の宣告

○議長（小坂利政君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

◎議事日程の報告

○議長（小坂利政君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

◎報告第3号の上程、説明、質疑

○議長（小坂利政君） 日程第1、報告第3号 放棄した債権の報告に関する件を議題とします。

本件について報告を求めます。

菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池 功君） 報告第3号 放棄した債権の報告に関する件について御説明申し上げます。

議案書1ページをお開き願います。

従来より、回収が極めて困難な私債権の事案につきまして、滞納繰越を重ねるという債権管理上の実情課題があり、この課題解決と適正な債権管理を実現するため、債権管理条例の規定に基づき対応してきているところでございます。

今回の報告につきましては、債権管理条例及び債権管理マニュアル、さらに府内債権管理対策会議において、各債権所管課による横断的な情報交換、対応連携により債権回収に努めてきたものの、死亡や破産、転出などで居所不明等の理由により回収が見込まれないため、最終的に債権管理対策会議に付議し、令和2年度において債権放棄が妥当と判断され、むかわ町債権管理に関する条例第6条の規定により債権の放棄を決定した内容につきまして、同条例第7号の規定により議会へ報告するものでございます。

議案書2ページをお開き願います。

放棄した私債権の名称ごとの一覧となってございます。

まず、公営住宅使用料につきましては、消滅時効完成による債権を放棄したものが3名。

中段でございます、上水道事業鵠川地区水道料金につきましては、債権者が死亡かつ相続人が相続を放棄したことによるものが1名、破産法による免責許可、いわゆる自己破産によるものが1名、消滅時効完成によるものが3名。下段でございます。穂別地区簡易水道等料金につきましては、消滅時効完成によるものが2名となってございまして、3つの債権で9名、合計95万2,052円となったところでございます。

以上で報告第3号の説明を終わらせていただきます。

○議長（小坂利政君） 報告が終わりました。

これから報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで報告第3号 放棄した債権の報告に関する件は報告済みといたします。

◎報告第4号の上程、説明、質疑

○議長（小坂利政君） 日程第2、報告第4号 令和2年度むかわ町健全化判断比率等に関する件を議題とします。

本件について報告を求めます。

菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池 功君） 報告第4号 令和2年度むかわ町健全化判断比率等に関する件につきまして御説明申し上げます。

議案書は3ページをお開き願います。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項に基づき、令和2年度決算に基づくむかわ町健全化判断比率等につきまして監査委員の意見を付して報告するものでございます。

初めに、健全化判断比率につきまして御説明申し上げます。

令和2年度の一般会計の実質赤字比率及び特別会計、公営企業会計を合わせました連結実質赤字比率につきましては、いずれも黒字決算となっておりますことから、赤字比率につきましては算定されてございません。

次に、実質公債費比率につきまして、平成30年度決算から令和2年度決算までに算出された3か年平均の数字でございますが、前年度と同じく9.6%となったところでございます。

これは、公営企業における地方債償還等の財源に充てられると認められる繰入金が大きく減額した一方で、普通交付税交付額の増加に伴い標準財政規模が増加したことにより、単年度比率が令和元年度の10.5%から9.3%に減額した結果、3か年平均では令和元年度と同率となつてございます。

次に、将来負担比率につきましては、令和元年度から2.0ポイント増加の5.0%となつたところでございます。比率の増加要因といたしましては、将来負担となる地方債の現在高、公営企業債等繰入れ見込額などは減少したところでございますが、充当可能財源がその減少額を上回ったためございます。

次に、2の資金不足比率でございますが、上水道事業、下水道事業及び病院事業の各公営企業会計のいずれも一般会計からの繰入れ等により収支バランスを保っておりますので、資金不足は生じていないところでございます。

なお、健全化判断比率の資料といたしまして、別冊の決算関係資料、紙ファイルを配付しておりますが、最初のページにA3版の資料をとじ込んでございますので、後ほど御参考いただければと思います。

以上で報告第4号の説明を終わらせていただきます。

○議長（小坂利政君） 報告が終わりました。

これから報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで報告第4号 令和2年度むかわ町健全化判断比率等に関する件は報告済みといたします。

◎報告第5号の上程、説明、質疑

○議長（小坂利政君） 日程第3、報告第5号 専決処分報告に関する件（損害賠償の額の決定に関する件）を議題とします。

本件について報告を求めます。

大塚総務企画課参事。

○総務企画課参事（大塚治樹君） 報告第5号 専決処分報告に関する件につきまして御説明申し上げます。

議案書5ページをお開きください。

本件は損害賠償の額の決定に関する件でございまして、令和3年5月14日、町内美幸1丁目9番地付近の町道大成末広1号において、公用車で直進走行中、左後方部に一時停止の丁字交差点から進入してきた車両の左前方部が接触した交通事故でございます。過失割合については15対85で示談が成立しており、損害賠償の額は1万5,953円でございます。町が加入しております全国町村総合賠償保険により全額支払われております。損害賠償の相手方は記載内容のとおりでございます。

本件につきましては、令和3年8月23日付をもって専決処分を行っております。地方自治法第180条第1項の規定に基づき報告するものでございます。

以上、報告第5号の説明を終了させていただきます。

○議長（小坂利政君） 報告が終わりました。

これから報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで報告第5号 専決処分報告に関する件は報告済みといたします。

◎認定第1号から認定第7号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（小坂利政君） 日程第4、認定第1号 令和2年度むかわ町一般会計歳入歳出決算に関する件から日程第10、認定第7号 令和2年度むかわ町病院事業会計決算に関する件までの7件を一括議題とします。

認定第1号から認定第7号までの7件について、提案理由の説明を求めます。

菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池 功君） 認定第1号 令和2年度むかわ町一般会計歳入歳出決算に関する件から認定第7号 令和2年度むかわ町病院事業会計決算に関する件まで一括して御説明申し上げます。

議案書7ページ、認定第1号 令和2年度むかわ町一般会計歳入歳出決算に関する件から議案書13ページ、認定第4号 令和2年度むかわ町介護保険特別会計歳入歳出決算に関する件につきましては、地方自治法第233条第3項の規定によって、令和2年度の各会計の歳入歳出決算及び監査委員の意見並びに主要な施策の成果を説明する書類及び地方自治法第166

条第2項に定めます歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書につきまして認定に付するものでございます。

議案書15ページ、令和2年度むかわ町上水道事業会計決算に関する件から議案書19ページ、令和2年度むかわ町病院事業会計決算に関する件につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定によって、令和2年度の各事業会計の決算及び監査委員の意見並びに事業報告及び地方公営企業法施行令第23条に定めます書類につきまして認定に付するものでございます。

説明につきましては、別に配付してございます各決算書類により御説明申し上げます。

まず、認定第1号から第4号につきましては、令和2年度むかわ町各会計の決算概要により御説明申し上げます。

紙ファイルの決算書類、インデックスの決算概要と貼付けしておりますページをお開き願います。

まず、1ページでございます。

決算概要1ページ、一般会計及び3特別会計の決算収支状況の総括表でございます。

歳入歳出の形式収支あるいは実質収支のみを説明させていただきますので、御了承いただきますようお願いします。

最初は一般会計でございます。

歳入総額120億3,058万8,749円で、歳出総額は117億8,115万7,856円、歳入歳出差引きの形式収支では2億4,943万893円となったものでございます。このうち繰越明許により令和3年度に予算執行するための一般財源、翌年度へ繰り越すべき財源4,937万7,000円を差し引き、実質収支は2億5万3,893円となったものでございまして、ここから財政調整基金へ1億1,000万円の積立てを行い、実質繰越額を9,005万3,893円としたところでございます。

次に、国民健康保険特別会計でございます。

上段の保険事業勘定の歳入総額は11億7,484万2,421円で、歳出総額は11億7,111万4,620円、形式収支は372万7,801円の黒字決算となってございます。実質収支も同額となってございまして、このうち事業基金へ60万円の積立てを行い、実質繰越額は312万7,801円としたところでございます。

直診勘定の歳入総額は3億8,637万9,505円で、歳出総額は3億8,606万3,825円、形式収支は31万5,681円の黒字となってございまして、実質収支も同額となってございます。

次に、後期高齢者医療特別会計は、歳入総額が1億4,718万4,990円で、歳出総額は1億4,708万7,090円、形式収支は9万7,900円の黒字となってございまして、実質収支も同額で

ございます。

次に、介護保険特別会計は歳入総額は8億7,301万8,916円で、歳出総額は8億4,140万8,316円、形式収支は3,161万600円で黒字となってございます。実質収支額も同額となってございまして、このうち給付費準備基金へ600万円の積立てを行い、実質繰越額を2,561万600円としたところでございます。

一般会計と3特別会計の合計額は、歳入総額は146億1,201万4,581円に対し、歳出総額は143億2,683万1,706円、形式収支は2億8,518万2,875円、翌年度へ繰り越すべき財源4,937万7,000円を差し引いた2億3,580万5,875円が実質収支となったところでございます。

2ページから7ページまでは各会計の款別決算状況となってございますが、説明は省略させていただきたいと存じますので、御了承お願いします。

次に、8ページをお開き願います。

令和2年度において、むかわ町債権管理に関する条例に基づき放棄した私債権につきましては、先ほど報告第3号で御説明申し上げましたが、地方税法等に基づいて不納欠損処分した町税、国民健康保険税、下水道使用料の放棄した債権につきましても、それぞれの区分について記載しているものでございます。

なお、表示しております債権区分につきましては、公法上の原因に基づいて発生する債権を公債権「公」、私法上の原因に基づいて発生する債権を私債権として「私」と区分して表記しているところでございます。

令和2年度の一般会計の不納欠損の処分額は、令和元年度におきまして解散した法人に係る固定資産税の現年度分及び滞納繰越分を多額に不納欠損処分を行った結果から、令和元年度から大きく下回る301万4,834円となってございまして、消滅時効完成などにより町税及び公営住宅使用料で処分しているところでございます。

下段の国民健康保険特別会計につきましては、事業勘定の国民健康保険税の滞納繰越分で、前年度とほぼ同額の402万8,188円の処分を行ったところでございますが、表の右側の上段から直診勘定、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計につきましては、令和2年度に不納欠損処分を行った債権はございません。

なお、参考として記載しております公営企業会計につきましては、上水道事業会計は給水収益であります水道料金で51万7,052円、下水道事業会計は下水道使用料で8万7,730円、合計で60万4,782円の不納欠損処分を行ったところでございます。

次に、9ページの上段、過誤納金還付未済額の内訳でございます。

一般会計につきましては、町税で12万8,872円、情報通信施設使用料で4,000円、合わせまして13万2,872円の還付未済が生じております。

下の国民健康保険特別会計、保険事業勘定の国民健康保険税で3万500円の還付未済が生じておりますが、右の上段に記載しています直診勘定においては還付未済は生じておりません。

その下になります。後期高齢者医療特別会計につきましては5万9,400円、介護保険特別会計につきましても5万9,010円の還付未済が生じておりますが、出納整理期間を含め、年度内での処分に努めた結果、いずれの会計におきましても前年度を下回っているものでございます。

次に、9ページの下段から11ページまでに、各会計の収入未済額の内訳につきまして記載しております。御説明申し上げます。

まず、一般会計につきましては、町税の収入未済額は固定資産税に増加があり、8,040万3,785円、次に負担金で56万8,000円、ページを10ページにお移りいただきまして、使用料で1,914万1,951円、諸収入で6,205万4,339円となったところでございまして、雑入におきまして、新規就農者の離農による返還請求した補助金の返還に収入未済が発生してございまして、一般会計合計では前年度から903万8,418円増加し、1億6,216万8,075円となったところでございます。

次に、国民健康保険特別会計の収入未済額につきましては、事業勘定では前年度から175万1,876円減少の9,331万5,244円、直診勘定では、前年度から1万2,360円減少の7万3,141円となったところでございます。

次に、11ページの後期高齢者医療保険特別会計につきましては、前年度から37万7,800円増加の212万6,705円、介護保険特別会計につきましては、前年度から63万9,991円増加の601万9,618円となったところでございます。

なお、参考として記載しております公営企業会計につきましては、普通会計と異なり出納整理期間がなく、2月分、3月分の料金の納期限が翌年度となることから、現年度未収益が大きな数字となっているところでございます。

次に、地方債借入別現在高の状況でございます。

12ページをお開き願います。

表記の単位は1,000円となってございますので、御留意いただきますようお願いします。

一般会計債の現在高につきましては、令和2年度の発行額が償還額を下回ったことから、

前年度から1億5,122万3,000円減少の95億3,617万1,000円、国民健康保険特別会計直診勘定につきましては、償還額と新たな借入額がほぼ同額であったことから、令和元年度から若干減少しております。2,428万5,000円となってございます。

また、参考として記載しております上水道事業会計債は、前年度から増額の4億2,341万7,000円、下水道事業会計債は前年度から減額の15億1,011万8,000円、病院事業債は前年度から減額の8億2,868万4,000円となってございます。

なお、病院事業会計債の令和元年度末の合計額の記載にちょっと誤りがございます。数字が9億2,580万7,000円となってございますが、正確には上記の数字と同額の8億8,049万8,700円となりますので訂正をお願いします。病院事業債の令和元年度末の現在高の合計額でございます。3段目でございます。

政府資金、財政融資でございますが、資金的にはこの資金しかございませんので、3段目の金額も1段目、2段目と同額の8億8,498万7,000円となるところでございます。訂正をお願いするとともに、おわびを申し上げます。

続きまして、12ページ下段になります。

債務負担行為額の状況でございます。

債務負担行為額は一般会計のみでございますが、前年度から大きく減額しております。1億1,370万4,000円となっているところですが、この要因は、中段の製造・工事の請負に係るものにおきまして、新たに公共施設のLED化により4,303万6,000円の増加はあるものの、令和元年度末に文京ハイツ、末広団地C棟の整備費、胆振東部消防組合消防署鶴川支署移転に係る基本設計費の早期着工と、鶴川高校生徒寮の取得費の買取協定締結に向けた債務負担の設定をしてございましたが、全て令和2年度予算執行したことに伴い皆減となったことから、減額したことによるものでございます。

次に、13ページの基金積立金の状況でございます。

財政調整基金につきましては、令和2年度末現在高で8億4,973万4,222円となりまして、年度中に令和元年度決算剰余金のうち2億1,000万円を積み立て、利子として221万1,924円を積み立てましたが、年度内における不足財源を補うため2億5,000万円の取崩しを行つたことから減少しているものでございます。

次に、減債基金につきましては、年度末現在高で7億630万8,657円となりまして、利子の積立てにより前年度末から139万9,081円の増加となったところでございます。

その他、特定目的基金につきましては、18の基金となってございまして、総額で34億

4,978万2,423円となってございまして、前年度末から1億849万2,580円の増加となってございます。

各特定目的基金では、地域情報端末等整備に係る財源として、②に記載の情報通信施設營繕基金を3,000万円、各基金の処分目的に沿った事務事業に活用するため、③の地域振興基金で6,406万3,752円をはじめ、9の基金で1億1,434万9,631円の取崩しをする一方で、後年度以降の事業で活用するために、記載は⑪未来担い手基金及び⑬の鈴木章記念事業推進基金に各2,000万円、⑭の公共施設長寿命化推進基金に8,000万円、⑯の胆振東部地震対策基金に3,000万円、⑮の農業基盤整備事業基金には、平成30年北海道胆振東部地震の発生により後年度以降、町の負担となる国の直轄事業に係る復旧費用に対して交付されたと見込まれる特別交付税を財源に3,500万円を積立てたほか、ふるさと納税の寄附者の意向に伴い地域振興基金、生涯学習基金などに積み立て、9の基金に原資として2億1,621万2,658円、全ての基金の利子として合計662万9,481円を積立ててございます。

一般会計の基金の合計につきましては50億582万5,302円で、前年度から7,210万3,513円増加しているところでございます。

また、特別会計分につきましては、国民健康保険事業基金で令和元年度決算剰余金から原資300万円、利子12万8,189円を積立てする一方で、事業勘定における財源として1,280万4,000円を取り崩しており、年度末現在高は5,191万604円となってございます。

介護保険給付費準備基金では、令和元年度決算剰余金から原資600万円、利子20万8,518円の積立てを行い、年度末で1億526万9,028円となってございます。

これらの結果、全ての基金の合計額は51億6,300万4,934円となってございまして、前年度から6,363万6,220円増加してございます。

次に、右の主要財務指標について御説明申し上げます。

まずは、標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の総量を示す標準財政規模でございますが、54億5,190万5,000円となってございまして、町税及び地方消費税交付金、普通交付税の増加により、前年度から1億5,228万8,000円の増加となったところでございます。

経常収支比率については、歳出においてコロナ禍の影響により例年執行しております事業の中止や、経常的な事業を臨時交付金を活用した感染症対策の事業に振り替えることなどにより、歳出における経常的支出額は若干上昇傾向にあるものの、ある程度抑制を図ることができた一方で、標準財政規模の増加要因となる経常的収入の増加により、前年度から1.2%減少の90%となってございます。

財政力指数につきましては、地方税における法人税及び固定資産税の増加により、前年度から0.007ポイント上昇し0.225、公債費負担比率につきましては、前年度から0.2%上昇し16.8%となってございます。

積立金の現在高から債務負担行為につきましては、さきに御説明させていただきましたので省略させていただき、下段の町税の徴収率につきまして御説明申し上げます。

括弧書きの現年度分は98.3%で、前年度を0.3%下回りましたが、滞納繰越分を含む全体の収納率は、令和元年度において固定資産税の不納欠損を多額に行ったことから、前年度から10.2%上昇し92.8%となってございます。

続きまして、14ページには地方消費税交付金のうち社会保障財源化分として交付された1億480万9,000円の使途につきまして、総務省からの技術的助言に基づき掲載してございます。

巻末の15ページには令和2年度の決算状況の一覧、そしてその次には国民健康保険特別会計直診勘定につきましては、企業会計ではございませんが、診療所の経営状況と損益計算書様式により資料を添付してございますので、後ほどお目通しくださいようお願いします。

以上で認定第1号から第4号までの説明を終わらせていただきます。

続きまして、認定第5号 令和2年度むかわ町上水道事業会計決算に関する件につきまして御説明申し上げます。

資料につきましては、インデックスに上水道とつけております。上水道事業会計決算書の7ページをお開き願います。上水道事業会計決算書の7ページでございます。

上水道事業会計及び簡易水道等事業を合算いたしました損益計算書でございます。表中の右側に記載しております、表中右側の中段でございますね、営業収益から営業費用を差し引いた営業損失は9,236万2,375円となってございますが、その下の営業外収益と営業外費用の収支を加えた経常利益では656万9,332円の黒字となったものでございます。

当該年度純利益は同額で、この金額に前年度繰越利益剰余金を合わせた1億3,461万1,162円を令和2年度未処分利益剰余金として計上したところでございます。

次に、11ページをお開き願います。

11ページの下段でございます。むかわ町上水道事業剰余金処分計算書の表でございます。

ただいま御説明申し上げました当該年度未処分利益剰余金は、減災積立金に3万5,000円、利益積立金に29万5,000円、合計33万円を積み立てし、残りの1億3,428万1,162円を翌年度繰越利益剰余金として計上したものでございます。

次に、25ページをお開き願います。

ページ下段の（2）企業債の概況でございます。

企業債につきましては、簡易水道等事業におきまして令和2年度2,997万3,006円を償還し、建設改良事業債を8,740万円を新たに借入れしたことにより、年度末残高は4億2,341万6,848円となったところでございます。

以上で認定第5号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、認定第6号 令和2年度むかわ町下水道事業会計決算に関する件でございます。

インデックスで下水道とつけております下水道事業決算書の、こちらも7ページをお開き願います。

公共下水道事業と農業集落排水事業を合算いたしました損益計算書でございます。表の中段、右側に記載してございます営業収益から営業費用を差し引いた営業損失は2億433万9,956円となってございますが、その下の営業外収益と営業外費用の收支を加えた経常利益では664万4,454円の黒字となったものでございます。

この金額に前年度繰越利益剰余金を加え、その他未処分利益剰余金変動額を差し引いた令和2年度未処分利益剰余金は462万5,773円となったところでございます。

次に、11ページをお開き願います。

ページ下段のむかわ町下水道事業剰余金処分計算書の表でございます。

ただいま御説明申し上げました当年度未処分利益剰余金は、減債積立金に6万4,000円を積み立て、残り456万1,773円を翌年度繰越利益剰余金として計上したものでございます。

次に、24ページをお開き願います。

ページ中段、（2）の企業債の概況でございます。

まず、公共下水道事業におきましては、令和2年度1億3,039万4円を償還し、建設改良事業債を210万円、資本費平準化債を5,110万円、合計5,320万円を新たに借入れしたことにより、年度末残高は11億3,773万8,160円。

続きまして、農業集落排水事業におきましては、令和2年度4,748万7,460円を償還し、建設改良費を660万円、資本費平準化債を1,670万円、合計2,330万円を新たに借入れしたことにより、年度末残高は3億7,237万9,951円となったところでございます。

以上で認定第6号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、認定第7号 令和2年度むかわ町病院事業会計決算に関する件でございます。

インデックスで病院とつけております病院事業の決算書、こちらは3ページをお開き願い

ます。

損益計算書でございます。表の中ほどの右側に記載してございます医業収益から医業費用を差し引いた医業損失は3億559万2,811円となってございます。これに一般会計からの補助金などの医業外収益と医業外費用の収支2億7,581万8,062円を加算した経常損失は2,977万4,749円となり、この金額に前年度繰越欠損金を加え、その他の未処分利益剰余金変動額を差し引いた3億3,018万6,446円を令和2年度未処理欠損金として、こちらは5ページ、未処理欠損金として5ページに記載のとおり処理したところでございます。5ページの計算書に記載のとおり処理してございますが、過年度分の損益勘定留保資金でこちらを補填することにより、8ページのキャッシュ・フロー計算書に記載のとおり、資金の期末残高は6,368万8,606円となっているものでございます。

次に、14ページに記載しております企業債の状況でございます。

令和2年度中は新たな借入ではなく、表の中央の当年度償還額の合計に記載していますとおり、5,630万3,214円を償還したことにより、年度末の償還残高は8億2,868万3,373円となったところでございます。

なお、病院事業は指定管理者により事業実施しており、15ページからは事業報告書となってございますので、後ほどお目通しくださいますようお願いを申し上げます。

以上で認定第1号から第7号まで一括して御説明申し上げました。

よろしく御審議、御認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 説明が終わりました。

代表監査委員から報告はありませんか。

○監査委員（数矢伸二君） 令和2年度のむかわ町の各会計決算審査と基金運用状況の審査、上下水道事業会計決算審査、病院事業会計決算審査につきまして、企業会計は7月5日、一般会計及び特別会計は7月26日から8月2日までの6日間におきまして、三上監査委員とともに決算審査を実施させていただきました。

また、8月31日には町長、副町長、教育長にも御出席いただきまして、今回提出いたしました監査の意見書を基に決算審査の公表を実施させていただいております。この意見書に追加事項はございませんので、以後、議員皆様の決算審査特別委員会におきまして精査していただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（小坂利政君） これから質疑を行います。

なお、ただいま議題となっております認定第1号から認定第7号までの7件につきましては、9月8日開催の第10回議会運営委員会において協議の結果、議長と監査委員を除く全議員で構成する令和2年度むかわ町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることで協議が調っておりますので、そのように取り運びたいと思っております。

したがって、本会議における質疑は大体論にとどめるよう御配慮願います。

質疑の順番は、認定番号順といたします。

まず、認定第1号について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで認定第1号についての質疑を終わります。

次に、認定第2号について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで認定第2号についての質疑を終わります。

次に、認定第3号について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで認定第3号についての質疑を終わります。

次に、認定第4号について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで認定第4号についての質疑を終わります。

次に、認定第5号について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで認定第5号についての質疑を終わります。

次に、認定第6号について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで認定第6号についての質疑を終わります。

次に、認定第7号について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで認定第7号についての質疑を終わります。

お諮りします。

認定第1号から認定第7号までの7件については、9月8日開催の第10回議会運営委員会

において協議したとおり、議長、監査委員を除く全議員で構成する令和2年度むかわ町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第7号までの7件については、議長、監査委員を除く全議員で構成する令和2年度むかわ町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

ただいま選任されました令和2年度むかわ町各会計決算審査特別委員会の委員に申し上げます。委員会条例第10条の規定により、委員長を互選するための委員会を招集いたしますので、休憩中に委員会を開催願います。

しばらく休憩いたします。

再開は11時20分といたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時20分

○議長（小坂利政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（小坂利政君） 日程第11、諸般の報告を行います。

休憩中に開催された令和2年度むかわ町各会計決算審査特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、委員長に野田省一委員、副委員長に星 正臣委員が互選されましたので、議会の運営に関する基準第107条の規定により報告をいたします。

◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第12、議案第55号 工事請負契約の変更に関する件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池 功君） 議案第55号 工事請負契約の変更に関する件につきまして御説明申し上げます。

議案書は21ページをお開き願います。

本件は、令和3年3月30日開催の令和3年むかわ町議会第2回臨時会、議案第38号において議決をいただきましたその他林道春日旭岡線（3号箇所）災害復旧工事に係る請負契約につきまして、設計変更が生じたことにより契約金額を変更する必要があるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例第2条の規定に基づき議会に提出するものでございます。

設計変更の内容につきましては、のり面方向に係る仮設費用の追加及び吹きつけ工の面積変更によるものでございます。

議決をいただきました契約の金額の事項中、1億2,980万円から444万2,900円増額いたしまして、1億3,424万2,900円に改めるものでございます。

以上で、議案第55号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、津川議員。

○10番（津川 篤君） 今の説明で、設計変更にされる中でのり面の面積云々というふうな部分が出ていたかと思うんですが、これは想定、大体が設計変更、設計をするときにそれらというものは十二分配慮して、その計算が、土量計算だとか、そういうものは出来上がっていったというふうに思うんですが、新たに、例えば斜面が崩れて、のり面の範囲が広がったとか、そういうふうな特殊な事例があったのかどうなのか。そういう部分でこの設計変更が生じたというのであれば理解できるんですが、ただ単に今の報告だけを聞いていると、何で設計変更に至ったのかなという部分がちょっと理解できないんですが、その点についてちょっと説明をお願いします。

○議長（小坂利政君） 江後経済建設課参事。

○経済建設課参事（江後秀也君） ただいまの質問にお答えします。

春日旭岡線、今年度で最終年度でございまして、一番終点側の旭岡の部分におきまして、初年度切土をしていきまして、それでのり面の下地を掘削していく形なんですが、今年度、最終年度工事をして、最後にのり枠工ということでコンクリートでのり面を保護するあたりで、終点側のところ、一部崩落箇所がまたあった形でございますので、そこでのり枠工が少し面積が増えた形で今回設計変更する形で、最終的に崩落箇所を抑える形でのり枠工を施工するという内容でございます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第55号 工事請負契約の変更に関する件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◎議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第13、議案第60号 むかわ町過疎地域持続的発展計画の策定に関する件を議題とします。

すみません、追加配付している資料、お手元に行っていると思いますが、よろしいですか。確認していただけましたか。

確認していただきましたので、改めて申し上げます。

日程第13、議案第60号 むかわ町過疎地域持続的発展計画の策定に関する件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

柄丸総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（柄丸直士君） 議案第60号 むかわ町過疎地域持続的発展計画の策定に関する件につきまして提案理由をご説明申し上げます。

議案につきましては、追加配付の議案となってございます。

初めに、同計画につきましては、本年8月3日に開催いたしました議会全員協議会において素案段階の内容をご説明させていただいているところでございますけれども、同協議会以降、議案提案に至るまでの経過について、まず御報告を申し上げます。

議会全員協議会においてお示しをした計画素案については、8月6日から19日までの間、パブリックコメントを実施し、広く町民に御意見を求めてまいりましたが、結果としては意見はございませんでした。その後、過疎対策に係る新しい法律、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、いわゆる新過疎法第8条第7項に規定する北海道との協議をしながら府内の政策企画会議において最終確認を行い、素案から案に内容を精査して取りまとめたところでございます。

9月3日には北海道の同意が得られたことから、同法第8条第1項の規定により同計画を定めることについて議会の議決を求めるものでございます。

計画の具体的な内容につきましては、別冊配付のむかわ町過疎地域持続的発展計画（案）に記載しておりますけれども、議会全員協議会において説明した経過を踏まえまして、議会議案説明資料のむかわ町過疎地域持続的発展計画（案）の概要により御説明を申し上げます。

議案説明資料の5ページをお開きください。

初めに、計画の策定趣旨でございますが、本町における過疎対策は、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が10年間の時限立法として制定されて以来、これまで約50年にわたり特別措置が講じられ、人口流出に歯止めをかけるため、本町が抱える様々な課題の解消に向け取組を進めてきているところでございます。

しかし、北海道胆振東部地震、それから新型コロナウイルス感染症などの影響を大きく受け、人口減少、少子高齢化の進展をはじめ、他の地域と比較をしても厳しい社会経済情勢が長期にわたり継続しており、幅広い分野において課題が深刻化する厳しい状況に置かれています。

こういった状況の中、旧過疎法の過疎地域自立促進特別措置法が本年3月末で期限を迎えたことから、4月に新たに制定された新過疎法、それから8月に北海道が定めた北海道過疎地域持続的発展方針に基づきまして、むかわ町過疎地域持続的発展計画を策定するものでございます。

本計画につきましては、新過疎法第8条第2項の規定に基づきまして、説明資料に記載のとおり、1の基本的な事項から13のその他地域の持続的発展に関し必要な事項までの13項目で構成してございます。

1の基本的な事項につきましては、むかわ町の概況、人口及び産業の推移と動向、行財政の状況をそれぞれ整理しまして、その状況を踏まえて、地域の持続的発展の基本方針を第2次むかわ町まちづくり計画のほか、各分野別の計画との整合性を図りながら整理してございます。

次に、議案説明資料の6ページをお開きください。

新過疎法におきましては、過疎対策の実効性を高めるために、市町村計画に基本目標と達成状況の評価を定めることとなってございます。

本町の基本目標につきましては、過疎地域の指定要件が人口減少率であることから、人口に関する指標として、第2次むかわ町まちづくり計画の人口ビジョンに定める将来展望における人口7,630人としてございます。もう一つの目標につきましては、同計画の成果指標として定めている年間転出・転入者の増減数、マイナス15人として設定してございます。

達成状況の評価につきましては、むかわ町まちづくり委員会において毎年度評価を行うこととしており、必要に応じて事業内容の見直しを図っていくこととしてございます。

計画期間につきましては、北海道過疎地域持続的発展方針に即して、令和3年度から7年度までの5年間としてございます。

次に、2の各分野別の課題と対策についてでございます。

(1)の移住・定住・地域間交流の促進、人材確保・育成から(12)のその他地域の持続的発展に関し必要な事項の各項目については、それぞれ現況と問題点、その対策、事業計画、公共施設等総合管理計画との整合を分野別に整理して掲載してございます。

このうち、新過疎法で追加された事項につきましては、(1)の移住・定住の促進といった表現、それから人材確保・育成といった表現、(3)の地域における情報化、(6)子育て環境の確保、それから(11)再生可能エネルギーの利用の推進といったところが新たに追加された事項になってございます。

それぞれの項目における詳細な説明は省略させていただきますが、項目ごとの特徴的な施策については、議案説明資料の6ページから7ページの表に整理してございます。

このうち、(12)その他地域の持続的発展に関し必要な事項については、他の区分に当たらないもので、地域の持続的発展に関し必要な事項を記載してございます。

次に、3の主な支援措置についてでございます。

新過疎法第12条から第40条に定める主な支援措置の内容でございます。

1点目が、ハード事業、ソフト事業を対象とした優良財源、過疎対策事業債の発行、2点目が、公立中学校、保育所等に関する国庫補助等のかさ上げの継続、3点目が、国税の減価償却の特例、最後に地方税の減収補填措置などが挙げられます。

さきの全員協議会でも御説明申し上げたとおり、新過疎法では法の目的をこれまでの地域の自立促進から地域の持続発展に見直しが図られたことが特徴的なところであり、単なる財政運営支援法ではなく、その名のとおり、持続的発展支援法として定義づけされてございます。

この過疎地域の持続的発展という新しい理念の基に作成したむかわ町過疎地域持続的発展計画は、本町の最上位計画として位置づける第2次むかわ町まちづくり計画との整合性を図る必要があることから、同計画の実行計画に掲載する事業の多くを網羅した計画となってございます。

なお、今後、新たな事業や新たな課題への対応が必要となり、過疎計画への掲載が必要になった場合には、計画変更に係る所定の手続を行なが対応していく考えでございます。

以上、議案第60号の説明といたします。よろしく御審議、御決定くださいますようお願いいたします。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第60号 むかわ町過疎地域持続的発展計画の策定に関する件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第14、議案第56号 むかわ町地域館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

小坂町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（小坂僚介君） 議案第56号 むかわ町地域館の設置及び管理に関する条例案について、提案理由の説明を申し上げます。

議案書23ページ、議案第56号をお開き願います。

この改正は、宮戸集会所の廃止に伴い、所要の改正を行うものであります。

説明の都合上、議案説明資料1ページ、議案第56号資料の新旧対照表をお開き願いたいと思います。

改正部分でございますが、第3条中、宮戸集会所に係る名称及び位置に関する記載部分を削除するものでございます。

議案書の23ページの議案第56号へ戻っていただきたいと思います。

附則において、この条例は公布の日から施行し、改正後のむかわ町地域館の設置及び管理に関する条例の規定は、令和3年3月31日から適用するものであります。

以上、提案理由の御説明を申し上げました。よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第56号 むかわ町地域館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎議案第57号から議案第59号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 次に、日程第15、議案第57号 令和3年度むかわ町一般会計補正予算（第3号）から日程第17、議案第59号 令和3年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第1号）までの3件を一括議題とします。

議案第57号から議案第59号までの3件について提案理由の説明を求めます。

菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池 功君） 議案第57号 令和3年度むかわ町一般会計補正予算（第3号）から議案第59号 令和3年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第1号）まで、3件を一括して御説明申し上げます。

初めに、議案第57号 令和3年度むかわ町一般会計補正予算（第3号）につきまして御説明を申し上げます。

議案書25ページをお開き願います。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う北海道全域に発令された緊急事態宣言は継続されており、いまだに収束が見えない中、町内において引き続き感染防止対策に係る取組は継続していくかなければいけない状況にあり、本補正予算につきましては、国庫補助金を活用した保育施設の感染症対策、例年一堂に会して行う鵠川地区敬老会に係る事業内容の変更、小中学校の修学旅行延期に伴い発生する保護者負担の軽減に係るコロナウイルス感染症拡大防止対策費用、また企業版ふるさと納税の歳入に伴う財源振替、ラッピング列車完成に伴い、震災からの復興に併せJR日高線アクションプランの位置づけで開催を予定するお披露目会に係る費用、道路及び橋梁事業に係る費用のほか、緊急的に必要な施設等補修費用を追加するものでございます。

第1条ですが、既定の歳入歳出予算の総額に6,448万2,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ92億535万9,000円とするものでございます。

なお、補正する款、項及び補正額の記載は、議案書26ページ及び27ページの第1表歳入歳出予算補正となってございます。

説明の都合上、別に配付してございます令和3年度むかわ町一般会計補正予算（第3号）に関する説明書により御説明申し上げます。

3ページ、歳入から御説明します。

歳入の説明につきましては、特定財源の振替に係るものにつきましては、関連する歳出予算の事業名を申し上げます。

まず、14款2項国庫補助金、1目総務費、総務管理費補助金につきましては、今年度の社会保障・税番号制度システム中間サーバー運用に係る負担金に対する国庫補助金が確定しましたことから72万円を追加するものでございまして、負担金の執行につきましては、歳出予算の5ページに記載の90番、情報管理一般事務において財源振替を行うものでございます。

2目民生費、児童福祉費補助金につきましては、保育所等において職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な費用、保育所等へのマスクや消毒液等の配布、感染防止用の備品購入に係る費用に対し、2分の1の補助となる保育対策総合支援事業費補助金を140万円追加するものでございまして、補助基準額は1施設当たりの定員ごとに示されており、内容につきましては、さくら認定こども園分50万円、鶴川地区の2保育所分各20万円、ひかり認定こども園分50万円となるものでございます。

4目土木費、道路橋梁費補助金につきましては、令和4年度に予定しております中穂別橋解体撤去工事に係る北海道との河川協議に向け、測量を含めた資料作成に要する費用に対し、補助率63.25%の道路事業費補助金を活用することから追加するものでございます。

17款一般寄附金につきましては、8月10日付で札幌市北区北11条西2丁目2番17号、センタラル札幌北ビル4階、胆振東部大震災復光支援プロジェクト代表、富島誠一様より、公共施設のLED化事業を推進するため8万2,983円の寄附を採納しましたことから追加するもので、歳出において後年度以降活用するため、公共施設長寿命化推進事業基金に積立てすることから、歳出予算措置額の関係から追加額は8万3,000円としているものでございます。

なお、被災地に明かりをともすということを目的としたプロジェクトでございまして、団体名で用いるフッコウのコウは「光」という字になっていることを申し添えます。

次に、指定寄附金につきましては、むかわ町まち・ひと・しごと創生寄附金活用事業、い

わゆる企業版ふるさと納税に対し、6月28日付で苫小牧市ウトナイ南8丁目4番8号、株式会社小金澤組、代表取締役、小金澤昇平様より1,000万円の寄附を採納しましたことから追加するもので、年度内に執行する予定の総合戦略各事業において活用させていただくことから、次に御説明いたします基金で財源振替などをするものでございます。

18款1目財政調整基金繰入金につきましては、本補正歳出予算において計上する新型コロナウイルス感染症対策関係費用に係る一般財源分として活用するため、450万7,000円を追加するものでございます。

3目地域振興基金繰入金につきましては、企業版ふるさと納税1,000万円のうち、恐竜化石を生かしたまちづくり事業として恐竜ワールド推進構想に250万円を、地元力の向上と様々な連携でくらしを支える事業としてまちづくり耕上促進に100万円、自主防災活動推進に150万円を活用させていただくことから、それぞれに当初予算で充当しております基金等財源振替を行うことから、繰入金を500万円減額するものでございます。

9目未来担い手基金繰入金につきましては、同じく企業版ふるさと納税のうち50万円を町の活力を担う人材の育成と強化を図る事業として地域担い手育成センター支援に、10目地域産業多角化推進基金繰入金につきましては、企業版ふるさと納税のうち200万円を同じく町の活力を担う人材の育成と強化を図る事業として起業力耕上促進に活用させていただくことから、それぞれ当初予算で充当しております基金等財源振替を行うことから繰入金を減額するものでございます。

4ページ、19款繰越金につきましては、本補正予算における感染症対策以外の事業に係る歳入歳出の收支財源として3,807万4,000円を追加するものでございます。

20款その他の雑入につきましては、JR日高線廃止に伴い機能を有しなくなった道道千歳鶴川線を含む町内6か所の踏切の撤去工事をJR北海道からの受託事業として執行することから、工事負担金として1,372万円追加するものでございます。

次に、歳出を御説明いたします。

5ページをお開き願います。

2款1項2目、90番、情報管理一般事務につきましては、歳入で御説明申し上げました社会保障・税番号制度システム中間サーバー運用に係る補助金の確定に伴い財源振替を行うものでございます。

6目、227番、公共施設長寿命化推進基金積立金につきましては、寄附者の意向に添って活用するため、採納した一般寄附金8万2,983円を積み立てするため8万3,000円を追加する

ものでございます。

9目、250番、企画一般事務50万8,000円の追加につきましては、別に配付の議会説明資料3ページ、カムイサウルス復興トレインお披露目・乗車会事業の概要により御説明を申し上げます。

先日9月6日、北海道胆振東部地震の発生から3年が経過したところですが、この間の復旧・復興の支援に対する感謝とともに未来の復興につなげていくことを目的に、令和2年度からの繰越事業で制作したラッピング列車のお披露目セレモニー及び乗車会、またそれに併せたイベントを開催するに当たり、記念写真費用として報償金に5万5,000円、招待児童10名及び事前申込み町民20名、一般利用者への記念品配布費用として消耗品に22万円、招待児童及び事前申込み町民に対する鵡川苫小牧間往復乗車券購入費用として通信運搬費6万8,000円、開催に係る看板設置及び新聞折り込みチラシ費用として手数料に16万5,000円を追加するものでございます。

事業の概要につきましては、資料に記載のとおり、お披露目会・乗車会の開催は10月2日を予定し、当日はセレモニーや記念撮影、当日限定となる独自の乗車証明書の配布を行うほか、復旧・復興の取組として10月末まで鵡川駅内における写真掲示を予定するものでございます。

なお、本事業は新型コロナウィルス感染症の状況から内容に変更が生じる可能性がございますが、制作したラッピング列車は震災からの復興のほか、JR日高線アクションプランの取組としても位置づけられており、今後は日高線を含む4路線を不定期ではありますが運行することとなってございます。

なお、事業に係る財源は一般財源でございます。

説明書にお戻りいただき、5ページの下段でございます。

12目、360番、町営バス等運行事業につきましては、現在鵡川地区で運行する車両の故障による修理が必要なことから165万円、併せて今年度はほかの車両につきましても修繕費用がかさみ、ほぼ執行済みであることから、年度内に故障が発生した際の対応費用として70万円、合計235万円を追加するもので、財源は一般財源でございます。

6ページ、14目、410番、四季の館管理運営事務につきましては、当初予算で修繕料を500万円措置していたところですが、年度当初からホテル系統源泉ポンプ、温泉ガス探知機、地下ピット内の排水ポンプ等の故障により修繕費用がかさみ、ほぼ執行済みであることから、また現在も機械室の配管などに異常が見受けられ、早急の対応が必要となっており、その費

用と今後のその他の費用を合わせた500万円を追加するもので、財源は一般財源でございます。

3款1目1項、590番、社会福祉一般事務につきましては、例年実施しております高齢者等の冬の生活支援事業に係る燃料給油事業、いわゆる福祉灯油事業を今年度も引き続き実施するため、扶助費、給付金に110万円を追加するもので、財源は一般財源でございます。

なお、事業の内容は、1世帯1万円、110世帯を予定するものでございます。

640番、障害者福祉事業の追加につきましては、令和2年度執行の障害者自立支援事業及び障害者医療給付事業の実績により、国及び北海道に対する負担金に返還の必要が生じたことから、償還金に2,049万7,000円を追加するもので、財源は一般財源でございます。

申し訳ございません。償還金に2,049万4,000円を追加するもので、財源は一般財源でございます。申し訳ございませんでした。

2目、690番、敬老会関連事務の168万7,000円の追加につきましては、全国全道の新型コロナウイルス感染状況から、一堂に会し飲食を伴う形で実施する鵡川地区敬老会の開催は困難と判断し、1人当たり2,000円分の金券を敬老祝扶助費として贈呈する内容に変更するため、扶助費217万6,000円、送付費用として通信運搬費に50万5,000円を追加するもので、送付用封筒の購入は必要なものの現計予算に余剰が生まれることから、消耗品費を52万円、開催内容の変更により不用となる食糧費を42万3,000円、会場借上料を5万1,000円減額するものでございます。

なお、穂別地区につきましては、自治会に開催内容も含め一任しており、生きがい健康まつり交付金事業として既に事業を進めているところでございます。

なお、追加に係る財源は一般財源でございます。

7ページ、810番、介護保険特別会計繰出金の追加につきましては、国の補助金を活用し実施する令和3年度制度改正等に伴うシステム改修に係る町負担分として33万5,000円を追加するもので、財源は一般財源でございます。

続きまして、2項1目、910番、児童福祉一般事務の追加につきましては、令和2年度執行の障害者入所給付費事業及び子ども・子育て支援事業の実績により、国及び北海道に対する負担金及び交付金に返還の必要が生じることから、償還金に743万5,000円を追加するもので、財源は一般財源でございます。

2目、920番、こども園管理運営事務、消耗品費、備品購入費、合計110万円、925番、こども園運営支援事業、事業負担金110万円、930番、地域保育所管理運営事務、消耗品費及び

備品購入費、合計88万円の追加につきましては、いずれも歳入で御説明申し上げました保育対策総合支援事業費補助金を活用し、感染症対策の物品を整備するものでございます。

なお、補助金を除く財源は一般財源でございます。

8ページ、4款2項1目、1090番、樹海温泉管理運営事務につきましては、今年度に入り、樹海温泉はくあにおいて、露天風呂設備及び機械設備機器類、樹海温泉ほべつにおいては、循環配管等の故障により修繕費用がかさんでございますが、今年度実施した定期点検の結果、はくあの熱交換器など早急な修繕が必要であること、また今後の緊急的な対応費用を合わせて110万5,000円を追加するものでございます。

5款1項4目、1280番、農業基盤整備事業につきましては、国営かんがい排水事業新鵡川地区の事業内容が当初の見込みより大幅に増加したことに伴い、その事業費に応じ負担する北海道土地改良事業団体連合会負担金として10万9,000円を追加するもので、財源は一般財源でございます。

9ページ、7款2項1目、1620番、町道維持管理事業につきましては、令和3年3月末をもって廃止となり、現在、鵡川駅から東側にある町内6か所の踏切は、規制がない状況で運行できている状況ですが、踏切通過時の騒音や振動の発生、車両の走行性の悪化が課題とされることから、その課題を早期に解決するため、JR北海道から受託し補修工事を行うため1,372万円を追加するもので、財源は全額JR北海道からの工事負担金でございます。

2目、1640番、町道整備事業につきましては、一級河川穂別川に架橋している中穂別橋は、橋梁点検において重大な破損により現在通行止めとなっており、令和4年度解体に向け、今年度当初から国庫補助金を活用し解体設計に着手しているところでございますが、工事執行に向け、河川管理者である北海道との協議に測量を含めた詳細調査が必要となることから、道路メンテナンス補助金を活用し、資料作成業務委託料として550万円を追加するもので、補助金を除く財源は一般財源でございます。

9款1項4目、1850番、魅力ある教育推進事業につきましては、小金澤組様からの企業版ふるさと納税1,000万円のうち250万円は、未来を担う子育て環境の充実を図る事業に対するものであることから、コミュニティ・スクールの推進、教育アドバイザーの配置に係る財源として活用させていただくため、財源振替を行うものでございます。

2項1目、1950番、小学校運営事務、10ページ、3項1目、2020番、中学校運営事務につきましては、新型コロナウイルス感染対策により修学旅行を延期せざるを得ない状況の中、キャンセル料などにより負担が増加する家庭の負担軽減を目的に、1名当たり最大1万

2,000円を負担するもので、小学校は41名分、49万2,000円、中学校が54名分、64万8,000円を追加するもので、財源は一般財源でございます。

なお、穂別小学校につきましては、予定どおり修学旅行を実施済みであることから、本事業の対象外となることを申し添えます。

5項2目、2400番、ゲートボール場管理運営事務につきましては、自動火災報知機設備の不具合があり、早急に修繕が必要であることから28万6,000円を追加するもので、財源は一般財源でございます。

2475番、鵡川テニスコート管理運営事務につきましては、18基設置の照明のうち4基に不具合があり、これから夕暮れが早まる時期ですが、10月末までの期間、一般使用のほか鵡川中学校や鵡川高校の部活も使用しており、安全性を考え早急に修繕する必要があることから55万円を追加するもので、財源は一般財源でございます。

以上で議案第57号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第58号 令和3年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

議案書29ページをお開き願います。

本補正予算は、穂別診療所施設内、病棟に設置するエアコン機器の破損により緊急的に必要な補修費用を追加するものでございます。

第1条ですが、直診勘定における規定の歳入歳出の総額に31万4,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ4億2,971万円とするものでございます。

なお、補正する款項及び補正後の金額は議案書30ページ、第1表直診勘定歳入歳出予算補正となってございます。

説明の都合上、別に配付しておりますむかわ町国民健康保険特別会計補正予算に関する説明書により御説明申し上げます。

3ページ歳入、4ページ歳出を併せて御説明します。

歳出、診療所施設維持管理費につきましては、病棟系統に設置するエアコンの室外機のコンプレッサー2台のうち1台が破損し、現在は1台で稼働している状況でございますが、負荷が故障の要因となるおそれがあることから、早急に修理し入院患者への安定した室温を管理するため、繰越金を財源として修繕料に既定の予算に不足する31万4,000円を追加するものでございます。

以上で議案第58号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第59号 令和3年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

議案書31ページをお開き願います。

本補正予算は、令和3年度介護報酬改定等に伴う必要なシステム改修費用及び令和2年度の事業確定に伴う国・北海道支払基金の精算に要する費用を追加するものでございます。

第1条ですが、既定の歳入歳出の総額に2,144万6,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ9億2,128万3,000円とするものでございます。

なお、補正する款項及び補正後の金額は、議案書32ページ、第1表歳入歳出予算補正となつてございます。

説明の都合上、別に配付してございます令和3年度介護保険特別会計補正予算（第1号）に関する説明書により御説明申し上げます。

4ページ歳出、3ページ歳入を併せて御説明申し上げます。

1款1項1目介護保険一般事務につきましては、令和3年度介護保険報酬改定に伴うシステム改修費用として、システム協議会負担金に66万8,000円を追加するもので、財源は歳入3款、所要の2分の1相当の33万3,000円は国の介護保険事業費補助金を活用し、残額33万5,000円は歳入7款、一般会計繰入金となるものでございます。

5款1項1目介護負担金等精算返納金につきましては、令和2年度における介護給付地域支援事業における実績から国及び北海道支払基金に対する負担金などに返還の必要が生じたことから、償還金に2,077万8,000円を追加するもので、財源は歳入8款、前年度繰越金でございます。

以上、議案第57号から第59号まで一括して御説明申し上げました。よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 説明が終わりました。

昼食のため、しばらく休憩をいたします。

再開は午後1時30分とします。

休憩 午後 零時04分

再開 午後 1時30分

○議長（小坂利政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。

質疑の順番は、議案番号順とします。

各会計とも、質疑をされるときはページ数及び款項目節または事業番号を指示の上、質疑願います。

議案第57号 令和3年度むかわ町一般会計補正予算（第3号）に関する説明書、別冊事項別明細書、5ページから10ページまでの3歳出全般について質疑ありませんか。

4番、佐藤議員。

○4番（佐藤 守君） 1点お伺いをいたします。

5ページの事業番号250の復興トレイン、これは昨年度もラッピング列車、むかわ町は実施していますけれども、今回復興トレインということで発災後の3年、これをめどにということで行うようなんですかけれども、10月2日となるとちょうど緊急事態宣言も解除されているという状況の中で、ここに実施内容がいろいろ書かれていますけれども、これはもうちょっと具体的に説明をお願いしたいなと。一般の人も自由に参加できるのか、そのためにはPRというのはどういうふうにするのか。新聞とかチラシとか、そういったことになると密という、そういう状況もありますので、どういう状況で実施するのかちょっと詳しく教えてください。

○議長（小坂利政君） 栢丸総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（栢丸直士君） ただいまの質問にお答えをいたします。

ラッピング列車ということで、先ほども御説明しましたとおり、JR北海道のほうでラッピングのほうを昨年度から進めておりまして、それがいろいろな事情で今日までちょっと完成できなかったということで、この9月にちょうど完成できるということで、今その運行に向けてJR北海道と調整を進めながら準備を進めてきました。

それで、今、議員おっしゃられたように、緊急事態宣言というさなかということもありますし、それが解けるであろう10月2日に日程を今、調整しております、この中でJR日高線のダイヤの便で鵡川駅7時11分発、それから苫小牧に7時42分着、苫小牧からまた折り返しで7時52分発、鵡川駅8時20分着というダイヤの中で、まずラッピング電車のお出迎えをしたいと思っております。8時20分鵡川着の便の中で、実際にそのラッピング列車を、ここで停車している時間が17分あるものですから、その中でお披露目のセレモニーとあとラッピング列車との記念撮影、こういったことをやっていきたいというふうに考えております。

この事業に当たりましては、事前に町民、あるいは町内の小学生に募集をかけまして、その中で抽せん、町民については先着順という形で20名を選定して、無料で乗車、試乗していくただくということを考えてございます。

町内の小学生につきましては、学校を通しまして、各学校3校あるものですから、おおむね5名ずつ、15名ということで募集をかけまして、町民トータルで35名をこの列車に乗せていくということを今、想定してございます。

本来であれば、もう少し多くの町民を乗せたいんですけども、今、言われたように、感染症がまだ落ち着かない状況の中で、ある程度人数を絞った形で乗車会をやったほうがいいということで、このような人数制限をかけさせていただくことにしてございます。

今回のお披露目列車、むかわ竜のラッピングのほかに、花の恵みという、もう既に走っているラッピング列車があるんですけども、それとの2両編成になってございまして、1両当たり大体66名が乗車定員、座れる場所が定員があるということなので、それを半分にしておおむね1両当たり33名座って、2両であれば66名の中で乗車客を分散させて事業を実施していきたいというふうに考えております。

また、今言った募集をかけた無料乗車会に招待する町民の方には、記念品を用意していまして、主に恐竜のグッズを想定していまして、これを贈呈していくことと、あとはその便がセレモニーが終わった後、8時37分からは今言った募集した一般町民20名の方を乗せて、苫小牧駅に9時にその列車は着きますけれども、そこで自由解散ということで、おおむね時間は7時11分から9時5分までの間のJR日高線の便の中で事業を実施していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 若干、私のほうから補足の説明をさせていただきたいと思います。

今回提案させていただいている内容が補正予算可決された後に、明日16日にJR北海道、そして本町と、あと苫小牧市と三者合同でプレス発表するという運びになっております。苫小牧の部分については、とまチョップが誕生10周年を迎えるというようなことでございまして、このラッピング列車にも御協力いただけるということで、苫小牧市のそういった支援もいただける中身になっております。

そういう中で、もうちょっと詳しい中身についてはあした公表させていただいて、ぜひお

乗りいただきたいなというふうに思います。

なお、町民の20名以外に自分で切符を買って乗車するという部分については、これについては制限はないということでございますので、併せて御報告したいというふうに思います。

以上です。

○議長（小坂利政君） 4番、佐藤議員。

○4番（佐藤 守君） 招待者というのが募集の人数ということですけれども、宣伝については改めてするのではなくて、記者クラブといいますか、新聞のほうにその中身というのが多分載ると思うんですね。そうなったときに、一般町民の興味のある方は相当来ると思うんですけれども、このときの対応というのはどうするのかな。例えば、体温を測るようなことをしながら入場させるのか、それとも一般のお客さんだからそこまではできないものなのか。これ、やっぱり結構大きく宣伝されると、招待者のほかに相当数の町民が来るという可能性もあるものですから、できればそのぐらい、心配するぐらい来てもらえば本当にすばらしいイベントにはなると思うんですけども、その点の考え方、もう一度。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 当然、コロナの感染対策というのは必要だというふうに考えております。招待者20名、そしてまた子どもたちの部分については、検温、それから当日の体調については確認をさせていただきます。

ただ、ほかの乗客の方々については、通常ＪＲが対応しているような対応になるかなということでございます。

また、ＰＲについてはホームページ等でも掲載もして募集もかけたいというふうに思っていますし、またポスターも併せて作ると。そして、また駅構内に宣伝用の看板の設置と、それからターミナルの前には同じような看板も設置をさせていただいて、ＰＲをさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 今の5ページの250の企画一般事務の、今の課題についてですけれども、今月中に緊急事態宣言は解除されるといいとは思っていますけれども、これがもししかしたらまん延防止の対策を取ることで続くかも知れないと。この事業のやめる基準というのは持っていると思うんですけども、それをお知らせください。

それから、記者会見もするということは、鉄道マニアの人ってどこからでも来るみたいで

すよね。そうなったときに、果たしてコロナの感染対策という点で、たとえ緊急事態宣言が解除されたとしても、それはすごく不安は残ることになると思うんですけども、その辺についてはどうのように考えていますか。

それから、9ページの1620の町道の維持管理、のことなんですが、6か所の踏切を取り除くと、町に任されているというか、踏切だけを撤去しても、例えば線路も残りますよね。その辺、要するにもう事業の具体的な内容について、これはいつから始めて、始めるのはこれが終わらなきや始められませんけれども、事業の完了というのはいつになるのか。

踏切の撤去だけじゃなくて、踏切の周りにも結構いろんな、何十年もたって、例えばうちの近所の踏切であれば、道幅が狭いので車両対策で鉄柱、鉄の何か柵みたいのもついているんです。そこに車をぶつけたりすることも結構あったんですけども、そういうものも撤去してくれるのか、もうちょっと具体的にお聞かせください。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 復興ト列インの関係でございます。

感染防止対策という部分での実施に当たっての基準という質問がございました。当初これ、事業については9月25日を実は予定していたというところですけれども、国の緊急事態宣言を受けて、今回この期間を外して10月2日に予定をしているという状況でございます。

感染状況がやはり厳しい状況になるのであれば、それは当然中止ということも考えなきやならないということだと思いますけれども、基準として今考えているのは、緊急事態宣言明けてというところで考えているところでございます。

また、記者会見というお話をしたけれども、そうではなくて、苦小牧市役所にある記者クラブのほうに記事の投げ込みをして、報道をしてもらおうという中身でございます。

また、鉄道オタクといいますか乗り鉄といいますか、そういった方々も興味があるところだというふうに思います。先ほど柄丸主幹のほうからも御説明申し上げたとおり、1便ではなくて往復4回乗る機会があるということですから、この辺はうまく吸収できるかなというところで考えています。過密になるようであれば、当然JRとも協議をしながら、そういう御案内もさせていただたくと。要するに、1回乗らなくても次の機会がありますよというようなことも御案内をしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（小坂利政君） 江後経済建設課参事。

○経済建設課参事（江後秀也君） 私のほうから、踏切の撤去について御質問にお答えしたい

かと思います。

今回ＪＲ北海道と協議しまして、踏切の撤去については道路管理者であるむかわ町がやるというところで受託をする形で進めてきたところでございます。撤去の内容としましては、現状の踏切の踏切板及びレール、あれをまず取って、今度舗装で復旧するという形と、遮断機、警報機、またあそこについています先ほど言われました柵とか、電気の盤とかあるんですけども、それも取る形で、なるべく前後の道路の幅に合うような形で簡易的な復旧という形を考えております。

工事の時期としましては、この補正予算が終わりましたら10月ぐらいからスタートになるかと思うんですが、雪の降ることも考えまして、年内には完成を考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） ラッピング列車のことについては、9月に予定していたのを緊急事態で延ばしたということなんですけれども、気持ちは分かりますけれども、今の時期に人がやっぱり集まることを、たとえ復興のことであろうと、ちょっと延ばしてやるということが、そういう判断をしたということがよかつたのか悪かったのかという、私はそう思うんです。もうちょっと、こんなコロナで大変なんですから、復興というのはこれからもどんどんずっと続していくわけですから、何も慌ててやらなくてもよかつたんじゃないかなという、私はそういう思いもあるんです。

みんないろいろ我慢ばかりしているときに、やっぱりそういうものがあれば行ってみたいと思うのは人情ですから、やっぱりなるべくそういう機会は行政自ら何もつくることはないんじゃないのかなという気もするものですから、御答弁があればいただきますけれども、そういう思いでいます。

それから、踏切の撤去のことは分かりましたが、線路、これはちょっと私的に聞いたことはあるんですが、踏切はともかく、線路ありますよね、レールとかという、その踏切内のレールはもちろん取るんでしょうけれども、その他のことについては何か聞いておりますか。ついでに聞いているんです。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 復興トレインの関係についてお答えをしたいと思います。

なかなか、やはり感染防止という部分では、このイベントについて開催するところがどう

なのかというお話ですけれども、やはりこの復興トレイン、町費もかけてラッピングもしてきたという経過もございます。また、そういう部分で、お披露目という部分はやはり何がしか必要であろうというふうに考えているところでございます。

万全ではないかもしれません、十分その辺は配慮しながらこのお披露目をしていくということで、そこで、やはり列車内で過密になるようなことがあるのであれば、それは避けたいという思いは同じでございます。そういうところで、当日職員も配置をしながら、JRさん、また苫小牧市の御協力もいただきながら、その辺に十分配慮した形の中で何とか実行に向けて進めていきたいというふうに考えておりますので、完全な防止対策ということにはならんかもしれないですけれども、ある程度防止を図る中で何とか運行していきたいという思いでございます。

以上です。

○議長（小坂利政君） 江後経済建設課参事。

○経済建設課参事（江後秀也君） 踏切以外のレールの件につきましてお答えしたいと思います。

今回JRと協議している中で、鶴川から東の区間の踏切線路のレール、その底地の土地の関係、いろいろ協議しているところでございます。踏切の関係は、まず振動とか交通車両の安全性とか、そういうところでちょっと急いでいる形で現在撤去という形なんですが、そのほかのレール、線路のある場所、それは土地の移管がちょっと絡みますので、まだ現在協議が調っておりませんので、今のところはまだ、その先のレールの撤去の話は進んでいない形でございます。

以上でございます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ございませんか。

7番、野田議員。

○7番（野田省一君） 1950番と2020番、小学校運営事務、中学校運営事務、先ほどの説明で修学旅行のキャンセル分だということだったんですけども、修学旅行、現状で今はどう、1校は穂別のほうは行ったとかという先ほどの説明だったと思うんですけども、それ以外は今後どうしていくのか、指針というのはある程度、道とかから出されているものなのか、ちょっとそこだけ、ぜひ行かせてあげたいなと思う半面、いろいろと課題もあるのかなとは思っているんですけども。

それと、併せてなんですけれども、学校の生徒さんに、こんなことは起きてほしくないで

すけれども、親とかから感染した場合に、非常に全国的にそういう傾向もあるんですけれども、その辺、出席停止とかというのは保健所さんの指導で100%行うのか、一定程度教育委員会側にも学校側にもというのかな、裁量権があつてできるのか。

穂別地区で感染者が事業所で出たときに、その家族の子どもさんが出席停止になつたり、出席停止でなかつたりという、ちょっとばらばらなことは実はあったように聞いているんですよ。まだ確認はしていないんですけども、ただ、漏れ聞くところによるとそういう状態があつて、親御さんからちょっとお話を受けたときがあつたんですけども、確認は最後までしなかつたんですけども。

その辺、学校側の裁量でやるのか、教育委員会の裁量で出席停止を認めるのか、あるいは保健所が指定するのか、その辺統一されて、今はもう時間たつので、その辺の取決めというのはできているのかお伺いしたい。

○議長（小坂利政君） 佐々木生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木義弘君） まずは町内小中学校の修学旅行の状況でございますが、穂別小学校につきましては、5月の緊急事態宣言前に修学旅行を予定しておりまして、穂別小学校だけは修学旅行に行っております。ただ、それ以外の学校につきましては延期をしたり、去年もそういう状況だったので、もともと9月に予定をしていましたというところでございまして、ただ9月もこのような状況でございますので、10月以降に全ての学校、今は行く予定で延期をするという形で準備を進めているところでございます。

ただ、10月以降、今のところ不透明な部分もありますので、こういうような状況が続ければ、またその都度協議をしていきますが、最終的には、ずっとこれが続くようであれば、例えば卒業式の後に修学旅行というようなことも想定としてはあります。何とかして小学校6年生、中学校3年生、この年度内に行けるような形で、工夫をしながら何とか行かせてあげたいという思いで学校のほうと今、調整を図っております。状況といたしましては、10月以降に行くという状況で今やっています。

指針といいましょうか、方向性としては、緊急事態宣言が出たりしても一律に中止をするのではなく、なるべく工夫をして行かせてあげるようにというような形で文部科学省のほうからも指針は出ておりますので、それに従って何とか工夫をして行かせてあげたいというふうに今、取組を進めているところであります。

あと、学校で感染者が出た場合の対応というところでありますが、基本的には保健所の指示に従うことになりますが、文部科学省の指針といたしましては、一律に学校全体を臨時休

校にするというようなことはせずに、最小限の形で、例えば学級閉鎖というような形で学びを止めないというような方向で行ってほしいというような指針が出ております。そのお子さんが濃厚接触者に当たるのか、そうじゃないのかというようなところでも、また保健所の指示も変わってくると思いますけれども、基本的には保健所の指示に従った上で、なるべく学びを止めないような形で学校で措置を取るというところでありますけれども、学校と教育委員会とそこは相談をしながら、協議をしながら感染症対策、どのような形が適当であって、なおかつ学びを止めないにはどうしたらいいのかというようなところを協議しながら進めていくことになろうかと思います。

○議長（小坂利政君） 7番、野田議員。

○7番（野田省一君） 学校の今の出席停止というか、やっぱりそのことはどうも世の中、小さいお子さん、ワクチン受けていない子、12歳以下は今のところ受けられない状況ですから、やっぱりそこは想定して、そろそろというよりも、要は親がなったとか、じゃ本人がなったとかという想定をして、どうするかということはそれぞれ学校で事前に協議しておくべき、決めておくべきじゃないですかね。急に、もう大体パターンはいろいろと考えられると思うので、ある程度想定して、こうなったときはこうしようということを事前に慌てないように決めておくというのはどうですかね。

○議長（小坂利政君） 佐々木生涯学習課長。答えられる範囲でいいですから。

○生涯学習課長（佐々木義弘君） 感染者が出た場合の対応マニュアルといいましょうか、そういういったものは教育委員会と学校とで共有はしております。

ただ、その状況、例えば先生が感染した場合ですか、先ほど言いましたように児童の親御さんとか、状況がまたいろいろ違う場合もありますので、その場合は臨機応変に対応したいというふうに考えておりますが、感染者が出た場合の対応というものは、一定程度マニュアルというものは共有はしているところでございます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、1ページから4ページまでの1総括、2歳入全般について質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり25ページから27ページまでの予算総則第1表歳入歳出予算補正全般に

ついて質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで議案第57号の質疑を終了いたします。

次に、議案第58号 令和3年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に関する別冊説明書（直診勘定補正予算 第2号）事項別明細書1総括、2歳入、3歳出の全般について質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり29ページ及び30ページの予算総則第1表直診勘定歳入歳出予算補正について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで議案第58号の質疑を終わります。

次に、議案第59号 令和3年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第1号）に関する別冊説明書、事項別明細書1総括、2歳入、3歳出の全般について質疑ありませんか。

大松議員。

○5番（大松紀美子君） 4ページの50150の介護負担金等精算返納金なんですが、地域支援事業のことだというふうな説明があったんですが、これをもうちょっと具体的に教えてください。今の時期にこの精算返納金を出すというところがちょっと私が理解できていないんですけども、その辺についてお伺いします。

○議長（小坂利政君） 今井健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（今井喜代子君） こちらのほうの返納金につきましては、令和2年度分になります。令和2年度分の精算が終わりまして、その請求が来た上で返納金というふうになっておりますので、この時期になるものです。

以上です。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり31ページ及び32ページの予算総則第1表歳入歳出予算補正について質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで議案第59号の質疑を終了いたします。

これから議案第57号から議案第59号までの3件について討論を行います。

討論の順番は議案番号順とします。

初めに、議案第57号について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで議案第57号の討論を終わります。

次に、議案第58号について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） これで議案第58号の討論を終わります。

次に、議案第59号について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで議案第59号の討論を終わります。

これから議案第57号から議案第59号までの3件を採決いたします。

採決の順番は議案番号順とします。

初めに、議案第57号を採決します。

お諮りします。

議案第57号 令和3年度むかわ町一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号を採決します。

お諮りします。

議案第58号 令和3年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号を採決します。

お諮りします。

議案第59号 令和3年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第18、意見書案第8号 国土強靭化に資する道路の整備等に関する意見書（案）を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

11番、北村 修議員。

○11番（北村 修君） 失礼をいたしました。

意見書案第8号 国土強靭化に資する道路の整備等に関する意見書（案）について提案説明をさせていただきます。

これは昨年度も出されたものでございますが、関係機関団体からの要望でございます。町村会等々から要請が出されたということでございます。本町としてこの意見書案に若干付け加えをさせていただいているところがあります。それは、日本海溝・千島海溝周辺などで周辺型地震に備えての避難道の整備などをしっかりとやってほしいということを加えた内容としております。

経済文教常任委員会の皆さんとの賛同を得まして提出するものでございます。どうぞ御審議のほどよろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（小坂利政君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから意見書案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第19、意見書案第9号 林業・木材産業の持続可能な施策の充実・強化を求める意見書（案）を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

11番、北村修議員。

○11番（北村 修君） 意見書案第9号 林業・木材産業の持続可能な施策の充実・強化を求める意見書（案）について提案説明をさせていただきます。

この意見書については、さきの定例会の6月議会宛てに林活議連から出されてきたものでございます。慣例によりまして、郵送の場合の文書配付とさせていただきましたが、しかし我が町にも我々もこの林活議連加盟団体でございますので、改めて今回これを意見書案として提出させていただこうというものですござります。

特に、我が町にあっては、地震によって山腹崩壊等山林が崩壊しているという状態がございまして、これは一日も早い修復が願われているところでございまして、そうした意味合いも含めて今回の意見書とさせていただいております。どうぞ御審議、御決定のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（小坂利政君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで討論を終了いたします。

これから意見書案第9号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第20、意見書案第10号 高齢者の医療費窓口負担の2割化を中止し、「原則1割」の継続を求める意見書（案）を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

7番、野田省一議員。

○7番（野田省一君） 本件におきましては、事前に印刷配付をさせていただいておりますで、趣旨説明の一部を朗読させていただいて趣旨説明とさせていただきます。

高齢者の医療費窓口負担の2割化を中止し、「原則1割」の継続を求める意見書。

日本医師会も、「患者一部負担割合の引き上げによって受診控えの恐れがある。」あるいは、「またたとえ受診したとしても、患者負担が重荷となり、必要な医療を遠慮される懸念がある」と指摘されております。

そんな中で、受診抑制によって後期高齢者の健康状態が悪化する等が起きないように、国においては、高齢者に負担増を押し付ける計画を撤回し、医療費窓口負担の「原則1割」の継続を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定によって提出をさせていただきます。御審議、御決定よろしくお願いをいたします。

○議長（小坂利政君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから意見書案第10号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第21、意見書案第11号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書（案）を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

7番、野田省一議員。

○7番（野田省一君） 趣旨説明をさせていただきます。

昨年度、一昨年度も続けてこの問題を取り上げさせていただいておりました。また、事前に印刷配付をさせていただいておりますので、趣旨説明は一部朗読をもって代えさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度は、地方自治体の財政状況に左右されずに教職員を安定的に確保するために、教職員の給与の一部を国が負担する制度です。この制度における国の負担率が2006年に1／2から1／3に変更されました。教育の機会均等を確保するためにも、国の責任において義務教育費国庫負担制度を堅持し、国の負担率を1／2へと復元することが重要です。

国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率1／2への復元、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消、「30人以下学級」の実現など、以下の項目について地方自治法第99条にもとづき、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実をは

かるように意見いたします。

その下に記載でありますように、1番から5番まであるものであります。どうぞ御審議、御決定よろしくお願ひをいたします。

○議長（小坂利政君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから意見書案第11号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第22、意見書案第12号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

7番、野田省一議員。

○7番（野田省一君） コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を趣旨説明させていただきます。

事前に印刷配付をさせていただいておりますので、一部朗読をもって趣旨説明と代えさせていただきます。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の確保面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、

来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応等に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望するものであります。

下の1番から5番まで記載されておりますようなことを要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定によって提出をいたします。御審議、御決定よろしくお願ひをいたします。

○議長（小坂利政君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 本意見書案は、コロナ禍における地方財政の充実を求めた意見書でありまして、全文の内容については私も賛同するところであり、私としても自治体が固定資産税など安定財源を確保することは非常に大事なことだというふうに思っております。

その点では賛成の立場でありますけれども、しかしこの意見書案の中に、残念ながら固定資産税、それから自動車税など、このコロナ禍における特例軽減について令和3年度で打切り、あるいは自動車税の継続が呼ばれている中で、これらの軽減について継続はやめようと、こういうふうな文言が1から4まで入っているところでございます。

私は、せっかく政府が負担軽減を行ってきて、そしてその自治体の減収分については国が穴埋めするという措置も講じられてきております。そうした中で、自治体側のこの負担はないものと考えております。

しかし、意見書で求めているのは負担措置、住民負担軽減を今年度限りで打ち切るというふうな状況でございます。こういうようなことでは、住民負担増につながりかねないと私は思っているところでございます。

昨日の一般質問でも、国保の税の問題で負担軽減を求めている立場から、せつかくなされているこうした負担軽減をなくして住民の負担増を招くようなことは、やっぱりこの場合、この際やってはいけないなというふうに思います。

なお、この意見書案、私も早く見ればよかったですけれども、当日配付という形の中でございましたので、ちゃんとした審議等々が提案する間もなく行かれてしまったということで、こういう措置になったことをお許し願って、賛同できない旨の討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（小坂利政君） 次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

6番、三上議員。

○6番（三上純一君） 言うまでもないわけですけれども、そもそも固定資産税、あるいは自動車における環境性能割は、今、言われたように課税主体は都道府県であり地方自治体であるために、この臨時の軽減措置1%という内容だと思いますけれども、これは地方財政に及ぼす影響は大変大きいというふうに思っております。一定の割合で国からの交付金がございますけれども、結果的には国が地方への負担増を求める、そういうものでありますので、軽減措置の延長は厳しい地方財政にとって容認できない。そういうふうに捉えておりますので、意見書提出に対しては賛成といたします。

○議長（小坂利政君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから意見書案第12号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（小坂利政君） 賛成多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎所管事務調査報告の件

○議長（小坂利政君） 日程第23、所管事務等調査報告の件を議題とします。

本件について、別紙配付のとおり経済文教常任委員長、恐竜ワールド構想調査特別委員長

及び胆振東部地震復旧復興調査特別委員長から所管事務調査報告書が提出されております。

調査の経過と結果について報告を求めます。

経済文教常任委員長、報告はありませんか。

○経済文教常任委員長（北村 修君） 書面のとおりでございます。ほかにはありません。

○議長（小坂利政君） 恐竜ワールド構想調査特別委員長、報告はありませんか。

○恐竜ワールド構想調査特別委員長（野田省一君） 追加する報告はございません。

○議長（小坂利政君） 胆振東部地震復旧復興調査特別委員長、報告はありませんか。

○胆振東部地震復旧復興調査特別委員長（北村 修君） 報告書のとおりでございます。それ

以上追加することは考えておりません。

以上です。

○議長（小坂利政君） これから、各委員長に対する質疑を行います。

経済文教常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

次に、恐竜ワールド構想調査特別委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、胆振東部地震復旧復興調査特別委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

◎閉会中の特定事件等調査の件

○議長（小坂利政君） 日程第24、閉会中の特定事件等調査の件を議題とします。

総務厚生常任委員会、経済文教常任委員会、議会運営委員会、議会広報委員会、恐竜ワールド構想調査特別委員会、胆振東部地震復旧復興調査特別委員会から会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、特定事件等について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

◎議員の派遣に関する件

○議長（小坂利政君） 日程第25、議員の派遣に関する件を議題とします。

本件については、胆振管内町議会議員研修会の開催が予定をされております。

お諮りします。

議員の派遣に関する件については、別紙のとおり派遣することにしたいと思います。

なお、日程などの細部の取扱いについては、議長に一任願いたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣に関する件については、別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（小坂利政君） これで本定例会に付された事件は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和3年第3回むかわ町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 2時23分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長

署名議員

署名議員